

第三十四回国会
衆議院

日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録 第二号

昭和三十五年五月十四日(土曜日)

午前十時二十五分開議

出席委員

委員長 小澤佐重喜君

理事井出太郎君 理事岩本 信行君

理事大久保武雄君 理事櫻内 義雄君

理事椎熊 三郎君 理事西村 力弥君

理事松本 七郎君 理事竹谷源太郎君

安倍晋太郎君 愛知 揆一君

秋田 大助君 池田正之輔君

鍛冶 良作君 加藤 精三君

嶋田 宗一君 賀屋 興宣君

小林 錦君 田中 榮一君

田中 龍夫君 田中 正巳君

床次 徳二君 野田 武夫君

服部 安司君 福家 俊一君

古井 喜實君 保科善四郎君

毛利 松平君 山下 春江君

飛鳥田一雄君 石橋 政嗣君

岡田 春夫君 黒田 壽男君

戸叶 里子君 中井徳次郎君

帆足 計君 穂積 七郎君

森島 守人君 横路 節雄君

受田 新吉君 大貫 大八君

堤 ツルヨ君

出席政府委員

内閣官房長官 椎名悦三郎君

内閣官房副長官 松本 俊一君

外務事務官 下田 武三君

(大臣官房審議官)

外務事務官 高橋 通敏君

(条約局長)

出席公述人

一橋大学教授 大平 善梧君

京都大学教授 猪木 正道君

中央大学教授 田村 幸策君
元駐英大使 西 春彦君
委員外の出席者 佐藤 敏人君
専門員 佐藤 敏人君

本日の公聴会意見聞いた案件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基

づく施設及び区域並びに日本国にお

ける合衆国軍隊の地位に関する協定

の締結について承認を求めるの件

(条約第二号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に

伴う関係法令の整理に関する法律案

(内閣提出第六五号)

○小澤委員長 これより会議を開きま

す。日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基

づく施設及び区域並びに日本国にお

ける合衆国軍隊の地位に関する協定

の締結について承認を求めるの件

(条約第二号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に

伴う関係法令の整理に関する法律案

(内閣提出第六五号)

○小澤委員長 これより会議を開きま

す。日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基

づく施設及び区域並びに日本国にお

ける合衆国軍隊の地位に関する協定

の締結について承認を求めるの件

(条約第二号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に

伴う関係法令の整理に関する法律案

(内閣提出第六五号)

○小澤委員長 これより会議を開きま

す。日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基

づく施設及び区域並びに日本国にお

ける合衆国軍隊の地位に関する協定

の締結について承認を求めるの件

本日は、ここに御出席をいただきまし

した公述人の一橋大学教授大平善梧

君、京都大学教授猪木正道君、中央大

学教授田村幸策君、元駐英大使西春彦

君、以上四名より、右の三件について

御意見を承ることにいたします。

この際、公述人の皆様一言ごあい

さつ申し上げます。皆様には、公私非

常に御繁忙のところお繰り合わせ御出

席を下さいます。厚く御礼を申し上げ

ます。

申すまでもなく、これらの案件は、

今国会における最も重要な案件であり

まして、本特別委員会といたしまして

は、連日慎重な審議を続けておる次第

でございます。今回、学識経験も豊か

な、しかも、本件に深い御関心と御造

詣を有せられる公述人各位より貴重な

御意見を承ることといたした次第で

あります。何とぞ忌憚のない御意見

をお述べ願いたいと思っております。

なお、この機会に、本日の議事の順

序等について申し上げます。午前中に

おきましては、御出席の四人の公述人

各位から、お一人当たり約三十分程度

の御意見を承り、一通り御意見の開陳

を願ひ、午後には委員から公述人各位に

対し一括して質疑を行なう予定であり

ます。右の点をぜひ御了承願ひたいと

思います。

なお、念のため申し上げますが、公

述人の発言は委員長長の許可を受けるこ

と、また、公述人は委員に対して質疑

することができないことになっており

ますので、お含みおきを願ひたいと存

ずる次第であります。

それでは、これより順次御意見を承

ることいたします。その順序は勝手

ながら委員長長の指名によってお願いし

たいと存じます。

なお、社会党から、本公聴会に総理

大臣と外務大臣の出席の要望がありま

すから、一応委員長として要求いたす

ことを御了承願ひます。

まず、最初に、一橋大学教授大平善

梧君にお願いいたします。

○大平公述人 私は、昨年の秋に、安

全保障研究会というものを仲間とともに

に組織いたしました。日本の安全保障

につきまして研究をいたしております。

この安全保障研究会の同人六名の

名におきまして、十二月十二日、われ

われの立場と題する声明書を発送して

おります。さらに本年になりまして、

一月十二日、安保阻止論に対する疑問

と題する第二の声明をいたしております。

この二つの声明書に現われました

ところの主張は、現在の私の意見と変

わっておりません。これから私の意見

を述べさせていただきます。

安保の論議はきわめて盛んに行なわ

れておるわけでございますが、私は三

つの視点からこれを考察したいので

あります。第一は目的でございます。

第二は事実関係、国際関係の分析

であります。第三は安保改定であっ

て、新安保の締結ではない、この三点

を明らかにいたします。

安全を確保することである。何を守る

か、もしいろいろな論議をいたしまし

ても、日本の安全がより不安定なもの

になるならば、これは意味をなさな

いと考えないのであります。日本の安全を

確保する。これは国際法的には政治的

な独立、領土保全といわれております

が、日本の安全を守り、日本の基本

的な価値を維持し、そのための制度を

確保するということが安全保障の目的

だと考えられるのであります。国家で

ある以上は、自国の生存を全うし、国

民の幸福安寧を増強するように努める

のが政治の本務であるように考えるので

ございます。この点につきまして安全

保障を集団安全保障体制に求めるか、

あるいは中立に求めるか、さらにはま

た他の陣営に走るといふ考えすらうか

がわれるのであります。考えられども、私

はこの点をまず最初にはっきりとさせ

なければならぬのであります。一体

日本はどちらの側に立って国際的進路

を決定するのかと反問したのであり

まして、大筋において新憲法の線と日

本の進み行く方向がきまっておりますと考

えるのでありますから、基本的な人権

を尊重し、各人の人格の自由を肯定

し、福祉国家を健全に育て上げるとい

うことが目的にありますが、らっぱもし

定まりなき音を出さばたれかその行動

の備えをなすことができませんかとい

う文句がござります。どうもらっぱの

音色がはっきりしていない、これが日

本の安全保障に対する欠点ではないか。集団安全保障にかかわるところの有

効な、われわれが安心のできる体制が他にあるだろうか、この点を十分に考える必要があるのではないか。中立が可能であるか。法律的には可能であるか。しかし現実には可能であるかどうか、それがどういふふうな関係にあるか、十分に考える必要がある。思うのであります。安全保障を害するような体制といふことは、私は大へん困ると考へるのであります。その点におきまして新安保条約が、在日米軍が日本を防衛するという点をはっきりとうたつた、これは私は戦争を阻止する意味におきまして有効である。しかもその前文におきまして日本とアメリカとの関係をこううたつております。「民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望」する、新安保条約に反対する方でもこの前文「民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護する」これに反対する方はないと思ふのであります。

第二の点、私は安保論議が事実関係を立脚しなければならぬ、事実を尊重し、それに即応するような政策をとらなければならぬと考へておるものでございませう。この場合にいろいろな点が注意されなければならぬ。せんけれども、力及び力の制限という問題が大きく浮かぶのであります。現在の世界の平和がいろいろな要素によつて構成されておるのであります。しかし力の両極化といわれる現象、不安定ながらも力の均衡が保たれておる。相互抑制という形において世界の平和が保たれておるのであります。従つてこの力の抑制という点にいたしますれば、世界は集団安全保障の網が張りめぐらされておるのであります。一例をあげれば、北大西洋条約、それに対してワルシャワ協定というふうなものをあげますが、しかしNATOの十五ヶ国というものを考へましても、世界の国々がこの網の中に入つてゐるのであります。中立の国もございませうけれども、世界の国々によれば集団安全保障の網の中に入つて自国の安全を守る、これが当然ではないか、こう考へられるのであります。結局公式的なあるいは法理論的な単純なイデオロギーでは問題は片がつかないのであります。現在におきましてこの大きな相互抑制から出てくるところの力の均衡を破らないようにする、これが現在において努むべきことではなからうか。一方の力だけを急に大きくすることは危険である。特に日本は東と西との谷間に位置するのであります。ここにいて急激に中立化をする、あるいは内乱を起す、こういうふうなことがかえつて世界の平和を害することになる、こう思ふのであります。

第三の点は安全保障の問題、これは新しく条約を作ることではなくして、旧条約を改正することである、安保反対といふのはおかしい。安保体制を根本的にここで研究する必要はございませうが、しかし旧条約と新条約とを比較して現行条約よりもよりプラスであるならば、プラス、マイナスを差し引きましてどちらがよいかといふことを判断すべきことであります。安保反対、安保解消と口で叫ぶことは簡単でございませう。しかしながら、条約の一方的な破壊は国際法上許されてないものであります。現在の安保条約は期限が定められてゐません。大体第四条によりまして、やや暫定的な意

味をにおわしておりますけれども、日本とアメリカとの意思が合致しない限り、いわばアメリカがこれを認めない限りは、無期限に続くようになっておるものであります。従つてこれを破壊することは国際法違反となり、また単に破壊を通告するだけでは、日本に基地が残つておるのでありますから、これを完全に撤去してもらふためには事実上の摩擦を生ずるのであります。従つて平和憲法の立場からいたしまして、国際紛争を引き起こすことになり、非常に大きな危険を伴うのであります。これは政治的にも法律的にも許されないことだと考へるのであります。

従つて、新条約が旧条約よりもプラスになつたといふ点でございませう。旧条約は、先ほど申し上げましたように無期限である。これを十年間の期限に限つた、これは第十条によつてそうなつておるわけでございます。しかもまた双方が交渉の結果、その前におきましてもこれを終つた、その前に書いてあるわけがございませう。無期限の条約が十年になつた。私は日本の現在の立場から考へまして、過去十年、終戦後われわれは安全に世界の奇跡と称せられるほどの復興を遂げておる。この実績を尊重いたしますならば、今後十年によつて日本はますます国力を充実いたしまして、さらによりよき発展を遂げるだろう、それまでの間十年は必要であらう、そう考へますと、NATOの終わりがこれから約十年、ちょうど終わりが一致するわけでありまして、十年は相当であると考えます。無期限が十年になつた。十年後におきましては日本は非常に強い

立場に立ち得るのであります。法律的にも政治的にも、新しい安保体制によつてそういうことが約束されたのでありますから、私はこの条約の最大の利点といたしたいのであります。

第二に、事前協議の制度がございませう。これは抜穴であるとか、いろいろ言われておりますが、現在では単に基地を提供するだけでありまして、今度日本が協議をし、特に在日米軍の配置及び重要なところの装備の変更及び城外活動について事前協議をするといふことが、六条実施に関する交換公文に書いてあるものであります。この事前協議によつて、今後日本の政府が強い腰をもつて、国民の世論の背景によつて相手に交渉する機会を与えられたのであります。今まではその機会がなかつた。たとえば黒いジェットが日本に來まして、通告さえ受けていないわけでありませう。こういう場合が今後起こらない。日本が強い立場において交渉する機会が与えられた、これだけでも非常な利点でございませう。

さらに、日本人が一番心配しておるところのミサイル基地が日本に作られ、やしないかといふ点であります。が、重大なる装備の変更といふことをアメリカ側が事前協議の対象にしたといふこと、これは法律的に日本にミサイル基地を置かないといふことを彼らが暗黙のうちに認めたことだと思ひます。最近のミサイル戦術論をここに申し上げませんが、潜水艦あるいは航空母艦というふうな移動性のものがむしろ有効であるといふふうに考へられておる点もありまして、われわれが心配しておるところのミサイル基地を日本に置

かないといふことは、今度の新条約によりましてはつきりしたと私は考へるのであります。

日本の安全をよりよくするような安保改定でなければならぬ。安保改定は事実を尊重し、国際情勢に即応するものでなければならぬ。第三に、旧条約と新条約とを比較してよりよき改善であるといふならば、これを承認すべきである、こう考へるわけでありませう。従つて、私は条約の承認の問題は、最後の段階におきまして政治的な判断によつて大局的に考へるべきものであると思ふのであります。外交は相手のあることであり、決して完全なものがわれわれの希望通りに生まれるとは考へられない。しかしプラスとマイナスとを差し引いてよりプラスであるならば、これを大局的な立場から承認すべきであるのであります。十年間において、この条約を締結したといふことによつて大きなマイナスは生じないだらう。小さなマイナスは生じないと思ひますけれども、大きなマイナスは生じまい。一番大きなマイナスは何かといふと、これは消解けといふような現象ではないか。自由陣営の力が大へん減少するといふ状態でありませう。この状態は十年間のうちには考へられない。力の均衡、西側におきまして、ミサイルにおいて東より劣つたといふふうに觀察されておりますけれども、東風、西風を圧するといふのは一つの宣伝文句であつて、双方が力の均衡が保たれてゐる。ミサイル論をここで申すことは差し控へます。ましてや、アメリカ以外の自由陣営の全体の力を考へた場合に、十年間において日本の存続が危うくなるような力のアンバランス

がないといふことは、今度の新条約によりましてはつきりしたと私は考へるのであります。

スが生ずるはずがない、これが政治の目録であります。

新しい義務と考えられるもの、これは自衛力の漸増の約束あるいは在日基地の共同防衛の責任というものがございすけれども、自衛力の増強は憲法のワケ内におさまって自主的に決定するということと考えられますし、さらに共同防衛と申ししても、日本の領域内において日本の領空領土が侵された場合に日本が共同防衛の責任を持つということでありますから、現在と少しも変わっておらないのであります。ただ、それを条文化しただけにすぎない、こういうふうに考えます。そういうふうな考えますと、私は、すでに二年越しの審議を続けて参りましたこの問題でございすから、もはや政治的な大局的な判断をするとするならばこれを承認すべきではなからうか、こう思うものであります。

われわれは安保改定に関する声明書を出しておるわけでありすが、その結論に「日米提携は現段階において必要であり、わが国の平和と安全を維持するに有効であると認める。ただ、現行安保条約は不適当であるから、これを対等自主的なより改善された新条約に改定しなければならぬ」と主張する。政府は速かに安保改定を実現し、さらに進んで各方面に意欲ある外交策を講ずることを要する。長く安保問題の一事にかかり全般の国策を停滞せしめることは、世界の趨勢がこれを許さないところである。ここに、国民の足並みを揃えて安保の懸案を解決し、これとともに新しい構造にもとづき、更生日本にふさわしい力強い民主外交を打ちだすことを希望する。この声明

は現在の私の意見でございます。

最後に、この安保の改定は、もしサンフランシスコ条約締結の当時日本の意思が認められていたとするならば、大体において新条約のようなものができたと思えるのであります。従って、その後の交渉において、これだけのものができたということは、時期は若干おそいのでありましよう。しかし、これこそ集団安全保障体制における一員として恥ずかしくないところの条約だと考えます。春がきたからといって破れ障子があるならば、これを張りかえないということはないと思うのであります。(拍手)

○小澤委員長 次に、京都大学教授の猪木正道君にお願いいたします。

○猪木公述人 私は、新しい安保条約を現行の安保条約とまず比較いたします。そうして次にその改定の政治的影響に關して私の所見を申し上げたいと思ふのであります。

御承知の通り、現行安保条約は、日本が世界の歴史にも珍しい完全占領という状態のもとにおいて、しかも朝鮮戦争が戦われておる、その朝鮮戦争に対する米軍、国連軍の最も重要な基地になっておる、そういうきわめて特殊なる状況のもとにおいて、たとえばダレス前國務長官の「戦争か平和か」というその直前に出された著書からも推測されますように、アメリカの軍部が必ずしも日本との講和に対して賛成ではなかった、でき得べくんば占領を続けたいという意向を持っておつた、そういう状況のもとにおいて締結されたものでありますから、きわめて片務的であり、きわめて不平等であるというので、わが国では非常に評判が悪

かったのであります。そこで改定の要求が起つて、一九五八年の十月から改定交渉が開始されたという経過であります。

ところでそういうことを前提にいたしまして、現行の安保条約と、そうしてこの一月の十九日に締結されました新条約とを比較してみますと、まず最初にその政治的影響というものは一応度外視しまして、条約として比較してみますと、そこには、率直に申しまして、改良された点といひますか、改善された点も存在する。また他面改悪された面、日本にとって不利であると思われる点も存在する。それを順次申し上げていくのでありますけれども、幸いにして私の前に述べられました太平洋善隣が改良点についてはかなり詳しくおっしゃつた。そこで私は、ただそういう点があるということだけを個条書きのようにして申し上げてみたい。

これはたとえば内乱あるいは騒擾に際して米軍は出動できるといったようなきわめて不体面な独立国らしからぬ事項がなくなつたという点。それから米軍の海外出動、核兵器の持ち込み等に対して、現行の条約においては何らの法的な制約がなかった。それに対して、条約の正文ではなくて交換公文においてでありますけれども、とにかく事前協議をする——協議というものは拒否権を含むのかどうかという点は非常に問題でありまして、国際法の通念から申しますと、協議というものは拒否権を含まぬといふことのようにありますけれども、とにかく全然相談もせぬといふより相談をするという方がましであるといふことは、一応言えるのではないか。それから国連憲章を

順守するということが一条、五条、七条において特筆されておる。これも当然といひますけれども、前のものに比べて改善ではなからうかと思ふのであります。それから前のものは、御承知の通り無期限であります。これは珍しい条約でありました。ところが今度の場合においては、十年という期限がついておつて、その後一年の予告でもって解消ができる。この点も、私は十年は長過ぎると思ひますけれども、しかしながら、期限がないよりはましだといふ太平洋の意見もつともであると思ふのであります。それからさらに米軍が日本の防衛の義務を第五条で負つておるといふ点も、従来日本が基地提供の義務を負つて、アメリカが何らの義務も負つておらぬといふことを主張しておる向きに対しては改善点としてあげられるかもしれないと思ふのであります。

以上のように新しい条約が、片務、不平等という非難に対して、双務的かつ平等にしようという苦心の跡は若干見受けられるのでありますけれども、その半面において、新条約は、私の見ますところでは少なくとも二点において重大なる改悪を含んでおると思ふのであります。

その第一点は、第三条においてパンデンバーグ決議が取り入れられまして、そうして旧条約の前文では単に自国防衛のために漸増的に責任を負うといふ、言うならば道義的な約束をしておつたにすぎないのが、新しい条約におきましては、第三条において明白に自助及び相互援助によつて武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を維持、発展せしめるということを条約において

きりと約束しておる。この点は憲法の制限においてというそういう前提がついておりますけれども、しかしながら、これが軍事同盟類似であるといふことをいふなければならぬといふこと。しかも、憲法の制限というものは、従来の経過から見まして、非常に憲法の解釈というものが弾力性を持つておるといふ点で、国民が非常に不安を持つておる。そういう点から考えました場合に、第三条というものが、パンデンバーグ決議を取り入れて、米軍が日本を防衛する義務を引き受けるかわりに、日本も自助及び相互援助ということ、それそれの能力を維持発展させるという点において、日本が、軍事同盟と明確には言えないにしても、きわめて軍事同盟に近い、あるいは制限付の軍事同盟といふものに入つたといふふうな言われども仕方がないのではないかといふふうな思ふのであります。この点が私の考える改悪点の第一点であります。

第二点は、旧条約におきましては、第一条におきまして、基地提供の義務を負つておつたにすぎませんが、それに反しまして新条約では第五条において日本国の施政のもとにある領域に對するいづれか一方に對する武力攻撃に對して、共通の危険に對処するように行動するといふことを約束しておる。これはやはり憲法の制限のもとにいう限定がついておりますけれども、これまた軍事同盟に類する、少なくとも軍事同盟に類する内容であるといふふうな、いわなければならぬといふふうな、こういうふうな考へるのであります。この点に關して、いやくも日本国の施政のもとにある領域に對する攻撃に對しては、こういう規定の有無にかか

わらず、自衛権が発動するということ
を言う人がありますけれども、それは
当然であります。当然でありますけれ
ども、もしこういふ第五号の条文がな
ければ、単に自衛権が発動するだけで
あって、その自衛権の発動の仕方とい
うものは、これはそのときの情勢に
よって日本国が自主的に決定すること
ができる。ところがこの条項がありま
すと、これは共通の危険に対処するよ
うに行動しなければならぬという義務
を負う。そういう意味において、重大
なそこ改悪点があるというふうに私
は考えるのであります。

次に先ほど改良点として申し上げた
際にちょっと触れましたけれども、先
ほど大平さんは十年間の見直しにつ
いて御意見を述べられたのであります
けれども、最近の国際情勢というもの
は、なかなか十年はおろか五年先のこ
とも見通しが困難でありまして、その
意味におきまして、期限をつけたこと
はいいけれども、それを十年という非
常に長い期間に限ったということは、
これは問題がある。むしろ改悪ではな
からうかというふうに私は考えるので
あります。

以上でもって現行条約と新条約とを
条約として比較してみたのであります
けれども、次に今度はそういう安保条
約の改定を行なうことによって、つま
り新条約を承認することによって、批
准することによって、どのような政治
的効果を及ぼすであろうか、どのよう
な政治的影響を持つであろうかという
点に關する私の考えを申し上げます。
第一点これはもう明白に現われて
おるのでありますけれども、一月十九
日にこれを調印いたしますと、それか

ら十日にならないうちに、ソ連がグロ
ムイコ演説を日本に対して持つて参り
まして、そして日ソ共同宣言におい
て約束した舞臺、色丹は安保条約が解
消をされなければ返さぬという意味の
ことを申し入れた。このソ連の申し入
れというのは正しいかどうかという
点に対しては大いに疑問の念があり、
また日本として主張すべき点もありま
しょうけれども、少なくともソ連がそ
ういうことを申し入れてきたというこ
とは、これは厳然たる事実であって、
しかもそれが事前に予測されたとい
うことも、またこれは私は疑いがないと思
うのであります。その意味においてこ
のソ連の申し入れや、あるいは二月一
日に「紅旗」という中国共産党の機関
紙に、陳毅外相が発表した論文などか
ら考えますと、この安保条約の改定と
いうものが、条約そのものとしての改
良点、改悪点というものは一応別にし
て、それが中ソ兩國に対しては非常な
刺激になっておるといふことは、これ
は疑いがないのではないかと。私は率直に
申しまして、米國との間の友好は日本
にとって必要だ、非常に重要だとい
うように考えておりますけれども、し
ながらその反面において日本が中ソ
の兩國に隣接しておるといふことも、こ
れはまた厳然たる事実であります。こ
れは別に、きわめて近くに個人的人
間的にどういふ感情を持つかといふこと
は、これは別に、きわめて近くに個人
的このこの大國に対して、できるだ
けそれを刺激しない態度をとる。しか
もこの場合において中ソ兩國が従来日
本との關係においていろいろ歴史的な
事情を持つておる、中國に關してい
え、滿州事変以來日本が一方的に中國

に対して侵略をして参りましたし、ま
たソ連に關していへば、シベリア出兵
以來の因縁があるし、さらにまた日ソ
中立條約にもかかわらず、日本に対し
て宣戰をしてきたという事情もある。
そういうたような歴史的な事情を考え
ました場合において、今日軍事的に非
常に弱くなつておりますところの日本
としては、きわめて近くにおるところ
の中ソという二つの大國に対して無用
の刺激をするといふことは、最も賢明
ではない態度ではなからうか。これは
日本の國家的利益を著しく害するので
はないかというふうに私は考えるので
あります。そういう意味におきまし
て、この條約の政治的効果の第一点と
して私の憂えるのは、この改定とい
うものが、調印されただけでなくて国会
において承認され、批准されたとい
うことになりまして、日本と非常に近接
した關係にあるところのソ連及び中國
という兩大國と日本との關係が非常
に緊張する、悪化するといふ点であり
まして、この点に關して中ソはモス
クワと北京が日本を誤解しておるの
というだけでは、これはどうも為政者
としてはなほ無責任ではないか。誤
解をするといふことはこれは當然予測
されるのでありますから、従つてそれ
に対しては日本としては國家的な立場
からその誤解を事前に解くように配慮
しなければならぬ。そういう点におい
て單に誤解だといふので突つておる
いうのでは、一部の國民は喜ぶかもし
れぬけれども、國家の利益を大いにそ
こなうといふふうに私は考えます。(拍
手)これが第一点であります。

第二点、この安全保障條約の改定
論者がしばしば述べる意見で、中ソは
國際共產主義の一環であつて、そうし
て日本に軍事實力が不足しておる場合
において、日本独自の軍事實力が不足し
ておる場合において、日米間の軍事的提
携を強めなければ、それに対して中ソ
はいつでも日本に対して膨張侵略の手
に出でくるに違ひないといふような意
見があるのではありません。私は中ソ兩國
の共產主義に対しては若干研究、考察
をいたして参りましたが、私の勉強し
ました限りにおきましては、中ソ兩國
にそういうような過去の悪い実績が、
全然ないとは言えない。その意味にお
いて中ソは平和勢力であつて絶対に悪
をなさない、侵略は絶対にせぬとい
ふに断定することに私は反対であ
りまして、日本國民としては中ソの、
特にソ連の過去のいろいろな歴史的な
実績、実績といふと少しおかしな
表現ですけれども、過去の政治史、國
際政治史上、外交史上の事実をかんが
みて、日本としては特にソ連に対して
は警戒する必要があるといふことは、
私は常にそういふふうに考え、また現
在もそう考えておるのであります。そ
ういふ、必ず侵略してくるだらう、軍
事的真空中にあれば、あるいは弱く
なれば必ず侵略してくるだらうとい
ふような、たとえば新聞で拝見したん
で、たまたま昨日の大井さんの御意見
あたりを見ておきますと、どうも國際
共產主義といふイデオロギーの考察の
面が非常に強く出過ぎておりました。
そういうイデオロギーを離れて、帝政
時代のロシアも、また現在のロシアも
伝統的國家として一貫したものがそ
こにある。また中國の場合に、インド
と國境線を争つておりますけれども、

その点も蔣介石の中國とそして毛沢東
の中國では争ひの仕方は違ふかもしれ
ぬけれども、現在のこの中印間の國境
線としてインド側が主張しているライ
ンでは、これはインドがイギリスの植
民地であつて、そして中國が列強の半
植民地である、そういうインド側が強
くて中國側がはなはだ弱いといふ、そ
ういふ特殊な条件のもとにおいてきめ
られたものであるから不足だといふ
ことは、台灣におりますところの蔣介
石政権も同様に主張しておるのであり
まして、そういうところ中國とい
う國家の伝統的國家としての國家的利益
といふものを私は考えなければなら
ないのではないかと思ふのであります。
その意味において私も中ソとい
う、非常に、考えによつては扱いにくい
二大國といふものを、將來日本國とし
て対処していきまふ場合においては、
單に國際共產主義のイデオロギーの面
からの考察ではなしに、伝統的強國も
しくは伝統的大國としての中國とソ連
との國家的利益といふ観点を忘れては
ならぬ。ところで今度の改定といふも
のが、一体それが國際共產主義の一
環としての中ソを刺激したのか、それ
とも伝統的大國としての中ソを刺激
したのかといふことを考えてみますと
と、これはもちろん両面がありまし
うけれども、私の見ますところでは、
特に中國との關係においては、これは
先ほど申し上げましたように滿州事変
以來の特殊な關係といひ、つまり日本
側の一方的な侵略行為といふなまなま
しい記憶、それからまたさかのぼりま
すと、大正の初年以來の中國に対する
日本側の非常な侵略的態度といふも
のを考えますと、中國の民族主義とい

うものを認めない、そういう態度というものを考えますと、中国側の立場になつてわれわれも考えてみる必要があるのではないかと。われわれは日本人です、日本の立場というもので考えるのは正しいのでありますけれども、外交関係の場合においては、相手側がどう考えるかというのを考えないで、ただこちらの主張だけを一方的に主張して、そうして相手側がそれに文句を言え、それは誤解だといふのは、それでは外交はやつていけない。国家の利益は守られない。(拍手)そういうような態度をとつたことが、日本が——地図を広げればわかりますけれども、日本国列島を包囲するところの地球上のすべての国々と全然勝ち目がないう戦争をやつたところの本因である。私はそういう歴史が繰り返されるとは思いません、またそうなつては困るのでありますけれども、今度の場合においても私はいたづらに国際共産主義の膨張あるいは侵略といふことを呼号するだけではない。その点を忘れてはならぬけれども、それと同時に共産国であらうとあるいは蒋介石の中国であらうと、およそ中国の国民であるからには、日本の侵略によつて悩まされた記憶のある中国の国民としては、日本が軍事的に非常に強化されるというようなことは、これは非常な脅威を感じるのだ、この点はソ連に關しては若干ニュアンスは違ひますけれども、やはり同様なことがいえると思ふのであります、ソ連の外交史を調べていきますと、確かに真空中状態のところへ押し込んだという例がないではありませんけれども、しかし長いロシアの歴史というものを調べてみる

と、多くの場合においてそれは、ロシアがまわりの諸国から侵略を受けたと感じ、あるいは脅威を受けたと感じて、それに対してロシアがあるいはソ連が防衛的な措置をとるかあるいは先制攻撃をするかといふたようなケースも少なくないのであります、その点において日本が将来の日本の進路をきめる場合においては、そういう歴史的事実といふものをもう少しよく考察をして、日本の態度をきめる必要があるのではないかと。單なる白か黒か、国際共産主義か自由陣営かといふイデオロギー論には、私はくみすることができないのであります。

次に第三点といつたしまして、これは歴史上の事実を単に比較によつて類推することは慎まなければならぬといふけれども、ただ相手が中ソであるといふ意味におきまして、ソ連の第一次世界大戦から第二次世界大戦までの間の外交関係について若干調べてみますと、非常に注目すべき事実が見当たります。これは現在国際情勢はそのところとは非常に違つておりますから、直ちにこれが日本の現状に当てはまるというのではありませんが、多少の参考までに申し上げてみますと、ソ連を明確なる仮想敵国として軍事同盟を結んだ国々が、ほとんど例外なしにソ連に對するところによつて、手痛い報復を受けおつたという事実であります。たとえばドイツはもとより、フィンランド、ハンガリー、ルーマニア、それからブルガリア、ブルガリアはソ連に對しては宣戦はしませんでしたけれども、ソ連に對して敵対的な三同盟に對して加入した、敵対的態度をとつたといふ

理由によつて、ソ連が第二次世界大戦の終幕において侵入しております。そういう点におきまして、われわれとしてはこういう事実もまた考えなければならぬのではないかと。その半面に、スエーデンといふ百五十年間戦争に巻き込まれない国は別として、比較的ソ連に對して挑発的な態度をとらなかつた、慎重な態度をとつたトルコが、トルコは、第二次世界大戦後は御承知の通り、アメリカと事実上の同盟を結んでおりますけれども、この第二次世界大戦前は、明確にソ連を仮想敵国とした同盟に入つたことを避けた、非常に賢明に對処したので、スエーデンとトルコとはその領土を保全しておるというこの事実も、われわれとしては考えなければならぬのではないかと。その意味において、信條において、イデオロギーにおいて、自由陣営に属する、自由民主主義をとるといふことと、そして國家の政策として軍事同盟を結ぶといふことは、これは区別しなければならぬといふことは私は感ずるのであります。

次に、最後に第四点といつたしまして私が申し上げたいのは、全体の国際情勢に關する評価でありまして、国際情勢に對する評価としては、冷戦が終わつて平和共存になつたといふことが一部の人から言われております。これは平和共存といふ言葉の意味であらうと思ふのであります。たとえば雪解けとか平和共存とかいふ言葉が、言葉としてわれわれに与えますところの非常に甘い空気といふか、そういうものに對しては、非常に了解できない気持ちを保持しておるのであります、國際關係はそのように甘いものではない。冷戦は確かに終わらうとしておる。冷戦といふのは、大國間の戦争があるといふ前提のもとにおいてお互いに軍備拡充をやつていく体制である。それはICBMの発達その他によりまして、現在事實上でなくなつておる。そのかわりに現在極端に申しますならば、経済的手段をもつてするところの競争といふ表現さへ當たるくらい、非常に苛烈な平和競争時代あるいは競争の共存時代あるいは競争的併存時代と申しますか、そういうような情勢に入つておる。その意味において日本が安全保障を考えます場合においては、非常に狭い軍事的な観点だけで考えたのでは、國家の利益に反する。もつと広い見地に立つて、たとえばフルシチョフの東南アジア旅行あるいは近頃行なわれまふところのフルシチョフのアフリカ訪問あるいはマクミランのアフリカ訪問であるとか、あるいはアイゼンハワー大統領の南米訪問であるとかといつたような、そういう事実が示しております、うな、つまり経済競争といふ、こういう新しい経済的手段、イデオロギー的手段をもつてするところの、つまり平和的手段をもつてするところの競争といふような、——平和的手段をもつてする競争といふのは、ちよつと形容も不十分のようですが、競争と云いかえてもいいですが、そういうような苛烈な國際競争場裏において、このような条約を結ぶことによつて、改定することによつて中ソ兩國を不必要に刺激するといふことは、経済競争に耐え抜く場合において、マイナスには

なつてもプラスにはならぬというように私は考えるのであります。以上申し上げました四つの理由によりまして、私の結論をいたしまして、新安保條約の國會承認に對しては、反對であるといふ意見を私は持つております。少なくとも軍事同盟的な第三條と第五條は、これは思ひ切つて修正もしくは削除する必要がある。そういうことをすることによつて、現行の安全保障條約といふものが決して日本としては不利なものではない、満足するものではないといふことは冒頭に申し述べた通りでありますから、そういうような配慮をすることによつて、つまり中ソを不必要に刺激することによつて、日本の國家的利便を阻害する、害するといふことをしないように配慮しながら、安全保障條約の改定を通ずるところの段階的解消に進むのが、日本として最も正しい方針ではなからうか、かように私は考える次第であります。(拍手)

○小澤委員長 次に、中央大学教授田村幸策君にお願いいたします。

○田村公述人 お呼び出しを受けましたのですが、御審議に貢献し得るような陳述を行ないます余地が一体残つておるかどうか、私非常に自分では疑つておるのでございますが、國際法とか外交史を研究する一人といたしまして、安保の必要と正当化の理由を簡単に申し上げさせていただきますのであります。

安保條約の國際法上の構造は、これは新旧ともそうでございますが、集團的自衛權といふものを組織化したものであります。この權利は、國連憲章の

英文では固有の権利となっておりますが、フランス語の正文では正当防衛の自然権という文字が使っておりま
す。従つて、自然法上の権利であります。従つて、実定法によつて与えられた権
利ではない。国家として、国家が生ま
れてくれば、それだけの事実で、だれ
から授けられることもなく、当然にそ
の國家に内在する権利である、こうい
う思想によつて立案されておるのであ
る。従つて、この權利は、人として

ります。従つてこの権利は人に譲渡することもできませんければ、人から奪われることもない権利であります。それでありまするから、日本が独立国であるということを否認しない限り、日本がこの集団的自己防衛権に基づいて、自分の選ぶ友邦と集団安全保障条約というものを結ぶという権利を否認し得ないのであります。さればこそ、日本が今の国連憲章の規定であります国連に加盟しない前から、サンフランシスコ平和条約でもこれが認められておりますし、このサンフランシスコ条約に参加しませんでしたソ連も、日ソ共同宣言でこれを認めておる、こういうことが言えるのであります。

しかば、この集团的自衛権というものの性格はどういうものであるか。これは学者の間でも議論もありますし、説も分かれておるのであります。が、最も権威ある学者の説明によりますと、これは第一には、この集团的自衛権というものを認めるということが、平和を維持する上におきまして、国際社会の全般的利益と終局的には一致するということが一つであります。それから第二の理由は、こういう集团的権利を認めなければ、ただ個別的の自衛権だけでは、世界を支配せんとす

る一國または国家群に対して、彼らがねらっておりまする犠牲者をつづつ潰破していく門戸を開くものである、それだから、集団的自衛権というけれども、これは個別的自衛権というものものを合理的に表現したものにはかならない、もしくは、非常に個別的な自衛権を賢明にし、かつ、これを先を見通したものにほかならないのだ、こういうのが學者の説明であります。

元來、この自衛權という御度は、（おほし）くまで例外的な規定でありまして、憲章の規定から申しまして、例外的な權利であります。でありますから、この憲章を起草した者の意図のように、現在の国連が機能を發揮しておってくれば、かりにこういう權利を認めましても、それを實際に發動する場合としないものは、きめて希有な場合でなければならぬはずであります。しかることに、御承知のように、今日の国連は、いわゆる中樞機關であります安保理事会というものが、麻痺されて、半身不随の状態に陥っております。それがないために、この例外的な制度であります自衛權というものが、かえって原則

的な制度に化してきた。今日現実の問題といたしまして、世界の平和を維持しておりまするものは、国連ではなくて、この集团的自衛権に基づいて作られておるNATOが中心であり、それに、あるいはSEATOとか、全米相互援助条約というものがくっついております。わが安保条約も、そのカテゴリーに入るものであるであります。

ここで、今まで日本でほとんどなこともおっしゃってない、われわれの間でだれも言っていないことが一つあるのであります。しかも、安保という

ものが必要であるということと理由づけける大きなファクターが一つあるのです。あります。それは、かりに、国連がそれでは本然の姿を取り戻して、いわゆる憲章の起草者が意図したような機能を発揮し得る状態になったといたしましても、なおかつ、現在の国連の制度というものは、五大国の一つ一つに御承知のように拒否権というものを与えておりまして、五大国自身はもとより

ておりますが、五大国が保護する小さな国が、どんな明々白々たる侵略行為をやりましても、絶対にこれが侵略行為にならないのであります。従つて、彼らは国連から制裁を受けるということはない。第一次世界大戦以後でございました。第一世界大戦以後でございました。これはやはり大国の侵略でありまして、日本、イタリア、ドイツ、それからロシアという——ロシアが一番しみにやりまして、これは旧国連三十年間の歴史において唯一の追放された国であります。日本がついに制裁を受けなかつたということは、かえつて不幸でありました。イタリアはごく部分的な制裁を受けた。ドイツはそれを見越

して先に脱退した。最後に残っておったロシアがフィンランドを侵略して、これは国連から、初めてでありましたのが、追放を受けたのであります。こうして、大國の侵略であります。現行制度のもとにおきましても、大國が侵略を始めましたら、これはもうどうすることもできないのであります。

それを裏づけるものがここに二つございます。その一つは、イギリス政府が発表しておりますのですが、公式の「国連憲章の註釈書」というものを発表しております。その中にこういうこと

が書いてあるのです。「どんな制度を作っても、大国の侵略行為を処理することはできない。国連が大国に対して強制行動をとることは、大戦争を賭さざる限り不可能であること明瞭である。かかる事態に立ち至れば、国連がその目的に失敗したときであって、各加盟国はおのおの最善と認める行動をとるほかない。しかし国連創設の趣旨は、大國が自発的に自己制限を受諾す

ることによつてかゝる事態の発生を阻止することにあつた。」とある。これがイギリス政府が発表しました公式のものであります。これによりますと、大國が侵略を始めましたならば、國連では手に負えないということば、初めから、國連を作つた當時からきまつておつた。サンフランシスコの國連の制定會議では、アメリカ政府はどういう意見をを出しておるかと申しますと、「大國が侵略者になれば、安保理事會は、戰爭を防止する力はない。その場合には固有の自衛權が適用され、世界各國は、おのがじし彼らが戰爭を行なうかかないかを決定しなければならぬ。」とあるのであります。われわれは、國

連の全面的な保護のもとにありましても、なおかつ、日本のような小国、弱国は、どこかの大国の保護を受けなければ、大国がもし日本に侵略した場合などはどうすることもできないというものが、国連そのものの姿、ほんとうの姿であります。そういう意味において、われわれがこれに対して、雨の降る前に用意しておくということは、けだし国を守っていく上からは当然ではないか、こういうふうに考えておるのでございします。現在の安保条約は、日本が敵国たる地位を脱却する瞬間に、平和

条約と同時に結ばれた関係上、日本が全然発言権がない、降伏文書の継続する性格を持っております。第一、その起草方法からも一面的でございまして、「何々することを得」「せねばならぬ」ということは一つも書いてありません。みな「するを得」と書いてあります。向こう様がやれるように、ちょうどボツダム宣言と同じ書き方であります。そういうものを、これをNAT

QとがSEATOというような世界的水準の集団安全保障のパターンに引き直したものが今度の条約でありまして、ごらんのとおり、比較をされれば一目瞭然でございますが、全く同じ文意が使われておりますし、しかも、条章の配列までもよく似てきておるのであります。従って、この大敗戦から完全に回復いたしました日本の国際的地位というものを、アメリカが力強く、かつ公式に承認したものが、今度の新安保条約と云えるのであります。

いろいろな批判がございますが、私の今まで発見したうちで、ロンドン・タイムスが、一番公正にかつ気の毒に書いた、実態を正しく、適切に説明し

ておると思います。それによりまず、「新安保条約」は占領以来、日米間に残っていた不平等を一掃したものである。同条約は、日本の主権を制限し、日本人の矜持を傷つけていたが、新条約は、これらの点に關し、アメリカが全面的に譲歩を行なっている。しかし、新条約は、日米間における外交上、軍事上の同盟關係には、何ら實質的变化をもたらしていない。これは私には、最も気のきいた、性格を分析したものであるというふうに認めておるののであります。スターリンが、封鎖の創

鐵戰術によって、西ベルリンを奪取せんとしたことが、NATOを生んだ直接の原因であります。中共が、ホー・チミンを援助しまして、インドシナの共産化を企てたことが、SEATOを生んだ直接の原因であります。スターリンが、武力によって南北朝鮮の統一を企てたことが、日米安保条約を生んだ直接の原因であります。だから、そういう意味におきまして、この安保条約は、世界的規模において、国際共産勢力の侵略の可能性に対しまして、自由世界の安全を防御せんとする使命を持つておる意味におきましては、全く同一性格のものであります。だから、日本を仮想敵国とした中ソ同盟条約と、朝鮮の侵略と、日米安保条約というものの、この三つは、時間的にもそ

うでございしますが、その三者は不可分の因果関係を構成しております。中ソ同盟条約なく、朝鮮の侵略がなかったならば、日米安保条約は生まれる必要はなかったのであります。これは正しい歴史の解釈であります。

時間が多少ございしますので、私は消極的であります。この安保に対するいろいろな批判がございしますので、その批判をまた批判することによって、自分の賛成論の根拠にしたいと思

ることもみんな帽子を取るといふほど、戦争というものが——この心理状態をつかまえたのがソ連の日本に対する工作でありまして、ソ連の日本に対する心理戦争のうちで、最も成功しておりますものは、この戦争と核兵器の脅威の問題であります。一体、戦争といひますけれども、戦争はだれとだれとの戦争か、まず私どもは聞きたい。竹島を季承晩に取られても、じつと指をくわえており、公海における日本人の生命、財産もよう守れないような弱い日本が、幾らだれが考えても、ソ連や中共にいくさをはかるといふことは、どんな言いがかりをする人でも、あえてできないだらうと思ふのであります。そうすると、どういふことになるかと申しますと、これは結局アメリカが、国際連合憲章を破つてソ連に戦争をしかける、そうすると、日本はアメリカに基地を貸しておると、ソ連から核兵器で攻撃をされる、戦争に巻き込まれて、核攻撃を受ける、こういうことになるはかないわけであり

ます。そういたしますと、ここで問題は、アメリカがソ連を攻撃する公算が多いか、逆に、ソ連がアメリカを攻撃する公算が多いか、そのどっちの公算が多いかという問題に帰着するのでござい

ます。これは、ひとり日本ばかりではございせんすよ。アメリカと条約を結んでおる国が、日本以外に世界に四十三カ国ありますが、この四十三カ国とも同じ問題にぶつかるので、これは判断しなければならぬ、われわれとみんな同じ運命にありま

るのでありますから、その判断を何でするかと言へば、これはもう判断の材料になるものは、両国の前科調べよりほかにはないのであります。前科を調べると、どういふ理由で、どういふ条件のもとにいくさをしたかということ

を調べると、これは外交史以外にはないのであります。外交史を調べる。そこで日本も含んで、そのほか世界に四十三カ国ありますが、その四十三カ国の全部が、いづれも、ソ連さへいくさを始めてくれなければ、われわれはもう絶対、永久にいくさに見舞われることはないという確信のもとに立っております。幸いに、フルシチョフ首相は、武力で共産主義を拡張しないとおっしゃっておられるので、はたして

そうであれば、このできた安保条約も、これはもう過去においてそうでございすけれども、将来も長く伝家の宝刀として——これはひとり安保条約でなく、NATOもそうでござい

す。これに関連しまして今も猪木先生からもお話しになりましたが、これを結ぶと中ソ両国を刺激するというので、それから、刺激したから報復を受ける、こういうことが反対論の一つなのであります。私はこれは逆に、こののであります。報復などされる、それだからこそ、われわれがこの条約を結ばなければならぬ必要性を、むしろこれは言っておるものである。これも、日本ばかりではございせん。四十三カ国がみなそうであります。ちゃんとアメリカと一緒に結んでおります。ほかのヨーロッパ、アメリカの四十三カ国がソ連や中共を刺激せず、日本ばかり、日本の条約だけがなぜ刺激するの

かというところが、まず問題なのであります。(拍手)それはやはり、ローマを滅ぼしたものはローマ人自身であつて、北方の蛮族ではないという教訓であります。日本の国内の分裂というものが、国際政治においては、権力者がこれを利用しないのはうそでありまして、われわれも利用したので、

は段祺瑞を援助するといふことをやるのであります。そういうようなことで、今ちょうどわれわれが対象になつておるのであります。大体刺激すると言つけれども、隣の国が戸締まりをする、けしからぬやつだといつてこれを憤慨する者があつたならば、その人はもし隣の人が戸締まりを怠つたならば、その家に忍び込もうとする意図を抱いてゐるものといわざるを得ないのであります。(拍手)だから、日本が自衛の措置をとることについて、もしどこかの国が刺激されるとするならば、その国は、もし日本が自衛措置をとらなかつたならば、日本に侵略をしようという野心を持ておると言われ

てもしょうがないのであります。(拍手)それでありまして、安保条約を破棄せよというやうなことをおっしゃる国もあつたが、そういう国は、安保条約というものがあつたが、非常にじやまになる国なのであります。じやまにならぬ国は、イギリスもフランスも言わないのです。だから、これを言うものは、どうしても日本に対して潜在的侵略者である、こういうわざるを得なくなるのであります。

あと、一、二気のつきましたことを言いますと、今猪木先生からおっしゃつたので、ちょっと私は言うつもりはなかつたのでありますが、この三条の規定でござい

ます。三条の規定には二つの誤解があるのです。今その誤解を、猪木先生自身がお聞きになったのであります。その一つは、あの三条の規定によつて、日本が軍備を増強する義務を負つたのだという誤解であります。これはソ連の覚書にもあります。それから第二の誤解は、あれによつて、自

しそういうことをすれば、ほかの国にもそう言うはずなんです。ヨーロッパの国とかアジアの他の国にやりますんで、日本ばかりに、そういうことを言えるはずはないのでありましょう。

それから第二の誤解は、相互援助というの武力援助——NATOに関する書物は非常に少ないのでございませうけれども、私が読んで限り、こういうことを書いております。あの条文、三条と四条と五条というの、大体並んでおります。NATOも、今度の日本の安保条約も、三つ並んでおります。

初めは三条で、いわゆる相互援助で、われわれが武力の抵抗に対する能力を維持発展するということ、その次は協議制度、それからいよいよ武力攻撃があった場合、この三つが並んでおります。この三つを、学者はこういうふう

に説明しております。三条の規定というものは、まだ非常に明らかな晴天の日、何ら侵略などの模様のない時代に、きょうは晴天であるけれども、いつまた荒天がくるかわからぬので、あらかじめ用意しておかなければならぬ規定が三条であって、その次の第四条の協議制度に及ぶのですが、これは天の一角に黒雲が現われて脅威がきそう、それがきたらどういふ態度をとるかというのを協議するというのが、その次の条項であります。それからいよいよ暴風雨がきたというのが、日本では第五條であります。そういうふう

に配列がみな同じになっております。日本のは、武力攻撃に対して抵抗能力を維持、発展とございしますが、それと同じ条文がほかにもあるのであります。そういう意味であって、決してこれによって武力で相手の国を助けるな

んという——もしこれが第五条にありましたら、日本も武力でアメリカを助けないければならぬということも言えるのでありましょう。特に非常に明らかなことは、琉球に攻撃があった場合に、琉球の統治権はアメリカが持つておりますから、これは日本に対する攻撃ではありませんで、アメリカに対する攻撃であります。そうすると、琉球を日本が武力で援助することになれば、これはあるいは日本の本土をアメリカが援助するかわりに、日本は、アメリカの統治下にある琉球を援助するということになると、これは相互的になるかもしれません。それはいいのですから——今度はそういう義務を日本は負うてないのですから、これをもって相互援助でないということがわかるのであります。

それからいまい一つ、私が絶えずよく聞かされておることでもあります。これはソ連の覚書にもございしましたが、一体新条約で、引き続きアメリカに日本は軍事基地を貸しておるが、それは日本の主権をアメリカに譲渡し、日本人自身が、独立をアメリカに差し上げたようなものだ、独立をすっかり失ったようなものだ、こういう非難がございします。これはいかにも子供だましの議論でございまして、イギリスには、六万のアメリカの戦略爆撃機がおりまして、しかも、四つの大きな軍事基地を持ってあります。そうしてしかも、原水爆を載せて毎日イギリスの上空を飛行しておる。この前の総選挙のときには、労働党から、おんなものをやめてくれというスローガンまでありました。事それはどのことをやっておる。フランスには三カ所あります。イタリ

アには二カ所、スペインにも二カ所ある。こういう国が、主権を失ったとか独立を失ったというようなことを、だれも言ひやしない。ところが、日本だけそういうことを言う。どういふものか。こういうことも、まことに私は残念なことだというふうに考えるのであります。

時間がございせんから、最後には、アメリカ研究の世界的権威者でありますジェームス・ブライスという人がありますが、この人が、アメリカの国民性の三大特色というものをあげておられます。その一つは、アメリカは自由を熱愛するということ。ある場合には、生命より自由を重んずる。提督ヘンリーの、われに自由を与えよ、しかしらずんば死を与えよという、この伝統が続いておって、大統領が軍にもこの言う場合、それから日本におります部隊長が、部下に言う場合の訓令というふうなものを、われわれもよく読むことがありますが、それを見ますと、やはり決して愛国、国を守れといううなことを言わないのであります。お前が犠牲を払って、命を捨ててくれという場合にも、国を守ってくれといううなことは決して言わないのであります。いつも言うことは、自由のために身をささげろ、こういうほど自由を熱愛しておる。

第二の特色は、弱者に対する同情の非常に深いということでもあります。言いかえるならば、下敷きになった大が立ち上がるというのを支持してやるとあります。これも、われわれはやっぱいろいろな体験をしたことでもあります。目撃することが多いの

で、われわれ自身もこういうことを皆さんとともに感じているのでありましょう。

第三は、国際法を尊重する。これは私は自分の教科書にも書くのでありますが、国際法を尊重するということが、条約を守るということでありまして、私も、こうして非常に弱くなり、小さくなった国でありますから、弱い者いじめをするよりも、弱い者に同情してくれる国と運命をともにしたい。それから、条約を破る国よりも、条約を守ってくれる国とわれわれは生存をともにしていきたい。

であります。私が最も高く評価しておりますのは、むしろ、そのことじゃなくて、一番初めの自由であります。われわれは、あくまで言論の自由が行なわれ、政府を批判する自由が許され、職業を選択する自由が許され、ストライキをやリ、デモをやる自由が許されるような国、いつまでもそういう国になつておりたいのであります。

すなわち、日本の憲法に書いてありますように、人類多年の努力の成果であります。この努力の成果を投げ捨てて、またもとのような自由のない国に戻るといふことは、絶対にわれわれは避けねばならぬ。その意味におきまして、自由の国と手をつないでこの国の生存を維持していこう、そういう意味におきまして、私はこの条約を支持するものでございします。(拍手)

○小澤委員長 次に、元駐英大使西春彦君にお願いいたします。

この際、委員各位に申し上げます。西公述人は、健康上の都合で、御着席のまま発言を願うことにいたしますから、御了承を願います。

○西公述人 新安保条約に関する私の意見を簡単に申し上げます。現在の国際情勢のもとで安保条約は必要である、しかし、今度の改定は、ソ連、中共などの関係から見ても、大きな危険があるものである、以上、改定に関する国民の要望は自分これをがまんして、現行の安保条約を進むべきであるというのが私の意見であります。

私は、昨年一月、政府筋から、きわめてばく然ながら条約改定の内容を聞きまして。そのとき、国民の要望が多少でも達成されることはむしろ望ましいことではあります。日本をめぐり内外の情勢は、はたして支障なく改定を行ない得るかという点に強い疑問を抱きました。昨年二月に入りまして、自民党が安保改定の方針を決定するという新聞記事を見まして、おくれてはいけなと、主として私の戦前のモスクワ勤務時代、それから外務省などでの体験をもとにして、安保条約改定に関する意見書を岸総理と藤山外相に提出しました。また、その写しを自民党の関係領袖に送りまして、その後、とくに若干の追加を書き加えて、友人である議員その他の先輩、友人たちに送りまして。その意見書はここに全部読み上げる時間はありませんので、ここにその写しを委員長に提出いたしますから、あとで皆さんごらんをお願いいたします。

総理、外相に送った意見書の要旨は、いろいろありますが、次のような点が入っております。

安保条約の改定は、対ソ連、対中共関係から見ても非常に大きな危険を包蔵する。その理由は、一、根本の点として、ソ連は、元

来、安保条約は対日講和条約締結の当時、アメリカが日本に押しつけたものであるとしており、その反面、日本をひどく誹謗してはいない。しかし、今回の条約の改定は、完全に日本の自由意思で行なわれるものであるから、新条約の全部についてソ連、中共が日本の責任を問うことになるのは当然覚悟していなければならない。

二、具体的観点で最も重要視するところは、米軍の基地飛び出しである。それについて日本との協議ないしその同意を要することになれば、アメリカの自由行動はそれのために多少制限されるでありましようが、協議を経て飛び出した米軍の行動については、日本もこれに閣与したゆえをもって、米軍と共同責任を負わされることを覚悟しなければならぬ。

三、自分のモスクワでの経験としまして、昭和十一年、日独防共協定が締結された際に、ソ連は、日独の両国を仮想敵国とみなしまして、わが国に対してはほとんど国交断絶にひとしい妨害を加えた。すなわち、当時すでに合意に達していた日ソ漁業条約の改定案に調印を拒絶し、日本大使にははなはだしい侮辱を加え、大使館及び領事館に對し種々の圧迫を加え、多くの領事館は閉鎖のやむなきに至った。さらに、北樺太の石油、石炭利権事業にもひどい圧迫を加え、利権事業は逐次縮小を余儀なくされ、最後には、これを放棄するはかなきに至ったのである。

四、今日でも東西の対立は依然解消していない。ソ連は、前大戦中に日独同盟の脅威に苦しめられた体験を忘れないであくまで東ドイツを把握する強硬方針を堅持してゐる。かかる際

行なわれる安保改定は、ソ連から見れば、これは日本の軍事提携の強化と見て、これに對処せんとする気配がうかがわれる。それから、それと関連して、ソ連、中共からの対日圧迫の強化も懸念される。

五、戦争の場合、新条約では、ソ連、中共は、日本をアメリカと共同の敵として侵襲する口実が一そう従来と比して容易となる。

六、重大な対外政策は、自国に都合のいい方面ばかりを考えないで、相手国の立場になつて、とくとその影響を考究しなければいかぬ。悔いを百年の後に残すことがある。政府側がソ連、中共關係を深く考慮した形跡がないことを憂える。

七、アメリカも東西の冷戦緩和に向かつて熱意を加へつつあるとき、ソ連にとつては、往時の日独提携を想起させるような安保改定が、日米兩國にとつては、たまたま世界平和のためから、はたして時宜を得た措置と言ひ得るであらうか。重大案件の審議にあたっては、常に最悪の場合を念頭に置いて策を練るべきである。日本の国力は戦前と比して著しく低下してゐる今日、一歩誤れば千仞の谷に突き落とされる。安保改定によつて種々の危険にさらされるのは、主として日本であつて、アメリカではない。

八、為政者は慎重の上にも慎重を期し、いやくも、国家の安全を危うくする行動は、行きがかりや体面にこだわらず断固抑制すべきである。

大体、以上の通りであります。その後、条約改定の内容がだんだん判明するに従ひまして、六月及び十一月ごろ追加してこれに書き加えた事項

の中には、次のようなこともありま

す。

一、安保改定は、最悪の事態に陥つてゐる中共との關係をわが方みずから救ひたいものにする。

二、日本はアメリカと對等の実力的立場に立つて基地飛び出しの協議を行なうことができない。それにかかわらず、共同責任を負わされるということになるとすれば、結局、日本は、こういう条約を結ぶ資格、能力なくしてこれを結んだということになるだろう。この点は、日米の共同責任問題とあわせて、条約改定上の致命的な欠点であると考えらる。

三、わが国の安全は國際信義以上の重大事項である。改定の結果生ずる困難につき、アメリカ側の了解を求め、交渉を中止することは困難でない。

四、事前協議で日本が反対すれば拒否権行使にひとしいとの説は、國際通念を逸脱し、条約先例にも反する。

五、在日米軍に對する共同防衛は、相手国からわが国に對する報復を招く。日本はアメリカではない。困難は戦時ばかりではなく、平時にも及ぶわけである。

六、安保改定は、日本にとつてはあまりありがたみがなく、実力不相応であり、不安、危険を伴つて、内外の事態を一そう複雑にする。現行安保条約のもとで日本の安全は過去七年間確保され、經濟の復興に大いに寄与した。今外部から日本を侵略する危険が特に増大した事実はない。安保改定こそ不安、危険を誘発するのである。臨時國会の審議過程で、すでに對外關係を悪化させた。アメリカの了解を得て、す

みやかに交渉を打ち切つた方がいい。こういうようなことが書いてありま

す。

しかるに、新安保条約が調印されてから間もなく、先ほども話がありまして、ソ連は、わが政府に通告をよこして、新条約を非難し、外國軍隊の駐留する間は、色丹、色丹島の引き渡しを行なわないうと云つてきました。ここに、早くも歴史の歯車が動き出したのであります。そしてその後の交渉にかかわらず、この問題は、何ら解決を見ないものであります。かような重大問題が、新条約の調印後、こゝも早く発生しようとは、私も予期しなかつたのであります。ことに、あゝいう内容の通告がよこされるということは、普通の日本人の頭では予知できないことでありました。しかしながら、新安保条約が締結されれば、早晩、何か強い反応が出てくるということは、當然覚悟すべきことであつたのであります。

このことは、私が総理、外相に提出した意見書を説けば當然わかつたはずであります。また、そうでなくとも、日ソ兩國の外交史をひもとけば、当然予想すべきことであつたのであります。日ソ國交回復交渉は領土問題で行き詰まり、ロンドンとモスクワで一年半の歳月を費やし、最後には、鳩山総理が病氣を押してモスクワに行かれ、最も困難だった領土問題は、ようやくあの程度の話合ひで共同宣言が調印されたのであります。しかしながら、南千島、すなわち、國後、択捉の問題については、日本の主張には強い根拠があるものであります。もし日本が日ソ兩國の關係を悪化せしめないで、善隣關係を進める方向に向かつて不斷の努力を

続けるならば、南千島の問題についても、将来何らかの話合ひを遂げる可能性がないとは決して言えないのであります。また、最後には、國際的解決というやうな問題も必要となるかも知れません。ともかく、こゝういふふうにして話し合ひが成立すれば、平和条約はいつでも成立し、齒舞、色丹はすくにも返還されることが期待されておつたのであります。しかるにかかわらず、齒舞、色丹に關する最近のソ連の通告のままで新安保条約を批准するならば、少なくとも、今後十年間、領土問題の解決の望みは失われてしまふのであります。

新安保調印後、早くもかかる重大事態が生じたことは、政府がソ連のことをまじめに研究することを怠つたことから生ずる重大な責任問題であると考へます。政府は、ソ連のことなどは腹をきめてかかつてゐるとして問題にしまつたのではないのか。新条約調印に至るまでの間、外務省が欧亜局、アジア局も動員して対策を練つたという形跡はないのであります。新条約にある極東の範圍の問題について、政府の國會答弁があれほどまでに混乱し、ソ連、中共などに対する非常な刺激を与へ、アメリカにも迷惑を及ぼしたたうことは、政府がソ連、中共との關係をまじめに研究しなかつたことを端的に実証するものと考えるのであります。

(拍手)北方領土問題というやうな國家の重大事項にかような不利益が持ち來たされながら、これをソ連通告前の事態に歸し得るといふ確固たる見通しもないまま、新安保条約を批准してよろしいものでありましようか。私は、鳩山内閣時代の日ソ國交回復交渉の間接

に關係したことがあります。また、北方領土問題に大きな関心を持つておる国民の一人として、とうていこれを見るに忍びないのであります。もしも、政府がこのままで批准を執行するとして、これは国民の負託にこたえる為政者の良心的な行為であると言えるでしょうか。私は、とうていいけません。きかないのであります。不思議なこと、このごろ——先ほど猪木先生からちょっと話がありましたが、このごろ日本の新聞論説にも、議会の討議にも、この問題に触れるものがほとんどありません。あたかも、何かはれものに触れることを避けているような感じが、あるように見受けられますが、何ゆえ、この問題を率直に論議するのは悪いというのでしょうか。(拍手) 貴舞、色丹をこのままにして新条約を批准するならば、この問題の解決を絶望的なものにするばかりでなく、私が従来述べていたような対外的な危険がますます現実性を帯びて参ります。ところが、最近、アメリカ政府でさえ、今度のスパイ事件という非常にむずかしい問題、あれをあっさり認めたのであります。それとこれとは全然性質を異にしますが、わが政府も貴舞、色丹の問題につきまして、もちろん、条約上の問題などはありませんけれども、ソ連があんな態度に出してくることは勘定の中になかったのだというところを、あっさり認めたらどうでしょうか。そうして、そのためには、新安保条約の国会承認を審議終了にすることが最も適当な措置であると思ひます。(拍手) 新条約調印後間もなく、わが国にこんな困難な問題が起こったということは、アメリカもよく了解できるところだと思ひます。その場合、今言つたような方法で処置するならば、従来の安保条約で当分進むことになり、これで米国の關係も決して悪化するとは思われないのであります。なおまた、そういうことになれば、ソ連、中共との關係も直ちに緊張を緩和できることになり、極東の外交は一段と明るみを加えることになりましょう。(拍手) もしこんな方法をとらないとすれば、日本は、三國干渉の場合のごとき、臥薪嘗胆でいくのでしょうか。私の友人である船田政務調査会長などは、一歩譲ると百歩譲る、だから譲つてはいけない、これに対処する道は、西ドイツのように軍備が強くなければいけない、これは新憲法を改正し、そうして国力を充実すべきであらうと言つておられるようで、私、新聞でこれを見ておりますが、これはとんでもない冒険の行為だと私は思うのであります。

新条約が現行条約に比して対外的に一そう危険となると、この点をここにちよつと列挙しますと、大体次のようなものであります。一、ソ連、中共などとの一般外交が惡化する。二、新安保条約は相互防衛条約であり、共產圏側ではこれを同盟条約と見ておるから、米ソ戦争などの場合、日本は当然この戦争に巻き込まれることを覚悟しなければならぬ。相手国は日米両国に対して同時に開戦を宣言することもある。三、かかる場合に、奇襲によつてまず日本だけを血祭りにあげることもできましよう。ところが、現行の安保条約は、基地貸与協定であります。しかも、この条約は、ソ連の辺では、日本がアメリカから押しつけられたものだとおつておる。そういうこともありますし、米ソ戦争の場合に、当然さきに言つたような事態が生ずるとは限らないのであります。それから三として、事變の場合に、極東の平和安全のため米軍が日本基地から出動するとき、相手国は、日本が新条約の事前協議でこれに同意を与えたかどうかを調べることもしないで、すべて日本が同意を与えたものとみなし、日本に敵意あるものとしていろいろの報復手段をとることもあり得ます。これは必ずしも戦闘手段だとは限りません。いろいろな方法でございましょう。日本領土の爆撃、公海にある日本の商船、漁船などに対する加害、事變の終了のあとまでも及ぶ経済報復、それからいろいろな対日惡意宣傳——この対日惡意宣傳というものは、御承知の通りであります。そういうことが考えられます。なお、公海におきましては、米軍は日本船舶を防衛する義務はないのです。それでありまして、公海における防衛は、わが海上自衛隊などの大きな負担となるわけでありまして、ところが、現行の安保条約のもとでは、過去の経験の示すごとく、こういういろいろな憂慮すべき事態は起こらないのであります。

それから四、新条約の第五条で規定する、在日米軍に対する攻撃の場合の日米共同防衛義務については、政府は、これは日本領土に対する攻撃だから、自衛権の作用として反撃するにすぎないのだと言つていますが、本来、自衛権の行使、これは権利でありまして、義務ではないのであります。これを条約上の義務とするときには、自衛権の不当なる拡大となると私は思ひます。(拍手) 条約上の義務がなければ、日本領土に対する攻撃の場合も、日本は直ちにこれに反撃しないで、外交手段や国連提訴などの方法で解決をはかることもあるのであります。また、日本の領海や領空で在日米軍が攻撃され、日本の自衛隊がこれを条約上の義務として反撃する場合、相手国が日本を敵として報復手段に出ること、これは近ごろだいぶ明らかになつてきました。在日米軍が第三国から攻撃されるのは、いろいろの原因によつて発生するもので、たとえば、アメリカと韓国、アメリカと国府との相互援助条約に基づく米軍の在日基地からの出動などの場合のほか、日本側の全然関知しない事件から起こることもあり得ることは、近ごろのフルシチョフ氏の声明などで御承知の通りであります。

私は、今まで新条約の欠点を申し上げましたが、新条約の長所といわれるところについて簡単に申してみましよう。第一に事前協議、これは、まず、在日米軍の配置、施設なんかですが、これについて行なわれる事前協議、これは私はけっこうだと思ひます。が、従来こういうものについて協議を行なわなかった時代にも、核兵器の持ち込みなどはなかったと思うのであります。が、これは日本国民の強い要望で米軍側もこれを考慮してやつたのだと思つております。それから、米軍の基地飛び出しについての事前協議の問題です。これでもっと日本の地位が形式上

上がったことはむしろあります。拒否し得ることもありましようが、拒否できないとか、あるいはこれに同意した場合に、相手国から日米の共同責任を問われる、この共同責任の問題は、実はあまりこの国会でもそう強く論議されないようですが、私は市ヶ谷の軍事裁判に弁護人として出ておりました、あのとき、連合国の検事団から、日本の被告たちは、満州事変から太平洋戦争に至るまでの間に、一つの大きな共同謀議というものがあつて、たとえば、太平洋戦争にだけ關係した被害でも、満州事変にも責任を持たされたのだというような、いわば無理な論告だと思つたのですが、この共同責任の場合には、何もそういう詳しい理論を使わなくても、皆さんもおわかりだと思ひます。私は、実は今の新条約は批准しない方がいいという立場をとつておりますので、今のこの基地飛び出しの事前協議、これはどうなるか、これは条約で事前協議がない場合でも、普通の外交交渉とか、あるいは国民の強い要望で、ある場合には、認め得ることもあるというふうに思うのであります。それから米軍の日本防衛の義務、これは、御承知の通り、今の条約でも、義務はなくとも、事実上米軍は必ず日本を守つてくれると言つていいという解釈であります。これは西村田条約局長の本にも、たしかそう書いてあります。また、義務があつても、核兵器なんかによる米本土の大奇襲攻撃なんかの場合には、十分に防衛できない場合もあり得る。ただ、日本から米兵が撤退する場合にも、防衛義務が、新条約によれば、残る、これはけっこうなこ

とであります、しかし、こういうことが近い将来にはたしていつ起こるのか、実際の問題の価値はまだ問題であり、いまだこれをはっきりきめなくてもいいんじゃないかというふうな気がします。

それから新条約十年の期間についてです。これは私の考えは後に述べますが、現行条約の無期限という点を非常に問題にされたのであります。これは暫定的のものであります。それから、今後適当な機会がくるならば、今度の改定はなるべく、別にまた条約改定ができるようになり得るのだ、そういうことは、今度この改定条約を結んで、十年の期間という新たな条約ができた、この事例を見ても明らかになるわけでありまして。

私は、新条約の以上のような長所と短所、すなわち、種々の対外的危険を比較対照いたしまして、新条約は批准を見合わせて、当分現行条約で進むことが、わが国にとって得策である、というふうな考えのものであります。実際、この国際情勢が今後十年間にどんなふうに変わっていくか、だれも予見はできない。そうであるから、いやしくも期間十年の条約を作るなら、これは今後いかなる事態にもたえ得るような強固なものでなければならぬと考えるのであります。ところが、今回の新条約は、私の考えでは、対外的に危険が多いから、たとい一年でもこれは実施してはならないと考えるものであります。

私は近ごろ、外交史の權威である神川彦松博士、あの人の本を読んだのですが、先生は安保条約論を書いていますが、その中に、日本は歴史上比類の

ない同盟無能力者であるということを書いてあります。これは非常に味わうべき言葉で、日本は今国内に核兵器を持つことを許さない国であります。従って、米兵も核兵器を持たないというわけでありまして。それから海外派兵は許さない、そういう国でありますから、同盟条約に類似するものをつぐというところについては、実際、日本は史上類例のない無能力者ではないかというふうには私には考えないのであります。

(拍手) それにもかかわらず、多少でもこの危険を含んでいる条約を作るといふことは、これは私は賛成できない。私たちは、戦前の日本において、満州事変以来、自衛権の範囲が次第に拡大され、軍の統帥権も漸次広がって、軍部以外の者は閣内、容赦できなくなつた。防共協定が三國同盟に拡張された。そういうふうなふに、ついに太平洋戦争に突入し、そうして国を破局に導いた。この戦前の歴史にかんがみまして、日本は将来の対外国策におきましては、日本みずからの意思によつて、わが国を今日以上にたとい一歩でも危険の地位に置くことは絶対に慎むべきことであると私は考えます。

また、今度の新条約に関連して、現行の日本国憲法における自衛権並びに自衛戦力というものについて、今後次第にこれが拡大されていくのではないかと憂える向きは非常に多いのであります。私がさきに、新条約の第五条について、自衛権の不当なる拡大であると言ったのは、この意味からも惜しむの注意を喚起したいと思うからであります。日本は、さつきから申します通り、軍事力では戦前と比較にならな

い弱小国ではあります、しかし、

国際的な軍事方面で多少でも頭角を現わすときには、これはわれわれの予想し得ないほどの大きな波紋を起すと思います。このことは、今度の安保新条約調印に伴って、中共、ことにソ連のつてきた態度などから見ても、すでに明瞭であります。これは、日本の戦前及び戦時中の行動の歴史と、日本の置かれた地位などからくる当然の帰結であると思うのであります。

どうも御清聴を汚しました。(拍手)
○小澤委員長 これにて本日御出席の公述人各位の御意見の開陳は終了いたしました。
なお、公述人に対する各委員の質疑は、午後に行なうことといたします。この際、午後一時半まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時五十分開議
○小澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
公述人に対する質疑を行ないます。質疑の通告があります。順次これを許します。愛知第一君。

○愛知委員 本日は、昨日に引き続きまして、四人の公述人の方々からそれぞれ貴重な御意見を伺うことができて、まことに幸ひでありましたが、私は、本日の午前中の公述人のお話の中で、まず、最初に、西さんにお尋ねをいたしたのでございます。
西さんからは、先ほどもお話がございましたように、本年の二月以降数回にわたりました、私自身に對しまして御意見書の御送付をいただきまして、まことにありがたく思っております。

けであります。本日は、特に病軀を押して御出席いただきましたので、なるべく簡単に要点だけをお尋ねいたします。と思ひますので、お許しをいただきたいと思います。

まず、第一にお尋ねしたいと思ひますのは、私は、実は西さんのお書きになりましたものを拝見いたしまして、安保条約改定の問題について、安保条約の改定に結論として御反対なのであるか、あるいは安保条約そのものを解消すべきものであるかという御結論なのか、あるいはまた、漸を追うて、その間に何らかの考え方をすべきものであるかというのか、どういふ点がほんとうの御意見であらうかということについて、必ずしも理解ができなかつたわけでありまして、本日の公聴会の御陳述で、冒頭に、安保体制というものは、現在の国際情勢下における日本としては必要なものである、それから、その次に、安保条約の改定ということについては国民的な願望である、第一にこういう御発言がありました。しかし、次に述べるいろいろな点から言つて、せっかくの国民的な願望ではあるけれども、しばらくこれをがまんして、時期を少し先に延ばしたらどうか、昌頭にこういふ御陳述がございましたので、私の疑問とした点は、この点においては解明されたわけでありまして。

そこで、私は、ここで確認をしたいと思ひますけれども、先ほど仰せになりました通り、安保条約、安保体制というものは、わが国の現状におきましては必要なものである、ということは、第一の基本的なお考えであると思ひますが、その点を、いま一度明確にしたいと思ひます。

○西公述人 ただいまのお話のところは、愛知さん自身お話しになった通りでありまして、私は、安保条約というものには必要である、現在の状態、国際情勢のもとでは必要である、こういうことをあらためて確認いたしますが、今のような改め方は、まだ対外的に危険であるという意味であります。

○愛知委員 ただいまのお答えで一そ

うはつきりいたしました。
そこで、私は、西さんのお考えをさらに突き詰めて参りますと、そういうふうなお考えであるところの基礎においては、やはり、今、日本をめぐる国際情勢としては、何と申しますか、民主主義対共産主義と申しますか、その対立の状況というものは、もう否定のできない明らかな事態である。そうして、共産側からのあらゆる意味合いにおいて、日本を中心とする政治的、心理的、あるいは軍事的ということもありましようが、そういう、いわば攻勢が相当熾烈なものである、ということが前提になるからこそ、そういうお考え方ができるのだと思ひますが、その点はいかがでございませうか。

○西公述人 それは、この安保条約ができましたころの時勢、そのときには当然必要であつた、あるいはまた、その後の国際情勢も、まだ依然としてこの条約を存続せしめる必要はむしろあるというわけでありまして。しかし、近ごろ、共産圏方面からの日本に対する攻勢がそう強いのかという、僕は、必ずしもそうとは思ひませんのであります。御承知の通り、東西の対立も、だんだんこれから両方とも融和をやつていこうという時代になつておるのであ

ると思ひます。

りますから、そういう時代にあたって、特に条約を今改めて、これを強化して、そういう必要は毛頭ないのではないかと、さつきから申しましたように、こういう軍事条約の強化をやりますという、これは特にソ連なんかから見ても、これを好まないし、自分たちに対する体制を強くしてくるんだということになりますので、私はそういうことをする必要は毛頭ないと思うのであります。それより、今世つかく国交が開けたのでありますから、これからの善隣関係を不断に推し進めていくということがきわめて大事だと思っております。

○愛知委員 要するに、安保条約、安保体制というものは必要であるけれども、今その時期として、はたして適當であるかどうかという点が御意見の存するところであると思ひます。これをきわめて平たい、俗な言葉で申し上げるようで恐縮なものであります。わが国の一部の人は、ソ連という国は、たとえ平和愛好国である、米國は侵略國であると頭からきめて議論をするようなことが盛んでありますけれども、ただいまの西さんの御所見の基礎にもこれに触れたところがあるのではないかと、このあたりが要するに、ソ連という国は大へんな、場合によれば危険な相手であるから、できるだけ低い姿勢で日本の外交政策を考えるのが至当である、きわめて俗な言葉で申しますと、こういうことになると私は思ひますけれども、いかがでございますか。

○西公使 人は、今の安保体制のままで進んでいって決して心配はない、そういうふうに思っておるのであります。別にソ連の方から侵略されること、そういう心配があるというようなことは何も考えないのではありません。しかし、ソ連という国は特殊のやり方の国であります。昔から、ソ連の外交はビザンチン外交を受け継いでいる、権謀術数である、こういうような趣旨のあれが御座りますが、まあ、ソ連のやり方は皆さん御承知の通りであります。しかし、いつでもそんな侵略政策をとっておるとばかりは思えないのであります。しかし、こつちから、たとえある軍事条約なんかを作るについで、向こうに氣に入らぬことがあると、向こうはこれに対して相当強い反撃を与える、そういうような点は、日本として特に考えていかなければならぬ。私は、一口に言へば、そういう手に乗ってはいけぬ、そういうことを常に用心して外交はやるべきだ、そういうふうに考えます。

○愛知委員 大体、私が今申しましたようなことと表現は違ひますが、同じようなお考えであると思ひます。そこで、今度は具体的に、この新安保条約に対する考え方であり、西さんの御意見では問題が二つある。一つは、タイミングの問題であるし、一つは、内容の問題である、こういうふうに思ひます。そこで、まず、タイミングというのをしからば、考えてみますが、しからば、そういう御意見のようになつた場合にどうなるであろうかというのを、私も是非非常に大きな責任を持って考えなければならぬ、これこそ非常に重大な問題であると思ひます。私は、時間が

短いので、結論的に申し上げたいと思ひます。西さんの御所論の内容の点にも触れますが、たとえば、事前協議その他においても、日本の意思というものが入るのだから、従つて、日ソ共同宣言ができたときと基礎条件が違ふというようなことをソ連側が言っている、これは一理ありそうなののお話であるわけであり、それによつても、私どもの結論的な考え方は、ソ連のほんとうの真意というものは、安保条約の廃棄にあると思ひます。率直に言へば、表面的にはいろいろへ理屈をつけておられますけれども、根本的には、日ソ共同宣言ができたときと何も条件が変わつてはいるわけではなない。いな、それのみではない。その当時以後においても、安保条約自体についても、日本の自主的な発言権というものを非常に強化し、また、アメリカが日本の基地を利用して活動しようとするときにおいても、日本としては非常な制約を米軍に課することになつておる。こういうような点から申しまして、私は、ソ連なりあるいは中共の最高指導者の人たちが、この新安保条約の内容を客観的に冷静に分析し、検討して、いかなるべきかと思ひます。しからば、ソ連が三回にわたつてソ連が抗議を出してくる、あるいは今言つたような理由を理由づけしようというふうなことは、結局のねらいは、私は、安保条約の廃棄にある、こういうふうな断ぜざるを得ないと思ひます。そこで、こつちからがだたらして、審議末了というふうなことで期間が長引けば長引くほど、また日本の弱腰を奇貨とくべしとしてどんだんこれは先ほどわが党の船田政調会長の

話を引用されましたけれども、私は、これは正しいと思ひます。全部正しいとは申しませんが、少なくとも、今私の申します限りにおいて、一つは、その次へくる。結局、齒舞、色丹の問題にしても、その他の問題にしても、日本が安保条約を廃棄するところまでいかなければ、向こうの功勢というものはやまるものではないと思ひます。そういう場合に、結果がどうなるか。西さんのような外交界の大先輩に對して大へん失礼な言ひ分かもしれませんが、あるいは中共とかの言うことだけに耳をおかしになり過ぎるのではないかと、一方において、アメリカあるいはこれを中心とする数十の自由主義國家群に對するリアクションが、一体日本がそういう態度をした場合にどうなるのか、私にはつた然たるものを感じるわけでも、私にはつた然たるものを感じるわけでも、たとえば、その場合にはいろいろ予想される事態、考えられる事態があると思ひますけれども、もし、私が西さん流に非常に心配に心配をして考えれば、現行の安保条約は、その間はそのまま残してしまふのです。そうすれば、今の日本の國民が一番心配しておるところの、たとえば、在日米軍の基地がどう活用されるであろうか、あるいは核兵器は持ち込まれるであろうか、持ち込まれないであろうか、というふうな、そういうふうな心配に對して、アメリカが一体どういふ態度に出してくるであろうか、私は危惧せざるを得ないと思ひます。今時間がありませんから、經濟問題その他いろいろの問題

に触れることはわざと省きますけれども、私は、西さんのみならず、賢明な、ほんとうに着実に日本の前途を考へる人であつたならば、これは、私は、るる申し上げなくてもわかつていただけたと思ひます。私は、そこが大切なことだと思ひますが、そういうことに対して、自由主義國家群等に対し、あるいは自由主義國家群の中の一員たる日本の優柔不斷な、そして、私は、言葉にきぬを著せし申し上げますならば、中共やソ連というものが一つの脅威であるというところは事實であると思ひますけれども、その脅威に對して、もはや、恐怖観念にどうもあなただけの頭があまりに強く支配されてきているのではないかと。これは、先ほどの田村先生のお話のように、戦争だとか核だとかいうような、今、日本人が一番心配しておるところのものをうまく演出してきて、そして、こつちから、ああでもあつたか、と、そこに恐怖心を巻き起こすようなことをわれわれ日本の國民の間で起こしたら、一体どうなるだろうか。これに對して、それこそ、もう少し日本人らしいきざんたる態度と、それから、自由主義國の一員としての立場というものを確立しなければならぬ。そして、そういうことによつて、國際的にも日本の発言権というものがあつて、非常に強くなる。私は、西さんのお書きになつたものの中で、イギリスの外交政策にいろいろお触れになつておることも非常に敬服して勉強させていただきました。しかし、その英國の外交政策の最近十年ぐらゐの足取りを見てみましても、たとえば、北大西洋條約に参加してゐる。あるいはその間

いろいろの経緯があつて、イギリスとソ連との同盟条約は、一九五五年でして、たかにはソ連から廃棄の目にあつた。しかし、もつと西さんのおあげになつた文章を突っ込んで考えれば、そういう事態はあつたけれども、しかし、イギリスは自由主義陣営の中の一国として、しゃんとした態度を貫いたということによって、決してソ連との間の外交政策がうまくいかなかったのではなくて、ある程度りっぱにソ連とも国交がつながり、いろいろの話し合いも進んでいるわけなんです。私は、これは大事なことだと思ひますが、審議未了にした、承認はしなかつた、そして一月の十六日に調印して、のんびんだらりとするようなことをやつた場合に、ソ連や中共の方の出方は、私は、先ほど言つたような出方になつてくると思ふ。これは非常におそろべきことだと思ふ。はたして自由主義諸国に對し、あるいはその他の面に対して、どういうリアクションが起こるか、これを外交の一つの政略、あるいは政策上の見通しの問題として、西先輩がどういふふうにお考えになるか、これをぜひ私は承りたいわけです。

○西公述人 さつきおっしゃつたように、ソ連あるいは中共なんかは、日本の安保条約の廃棄を望んでおるであらう。中立的その他、前からしよつちやう強く言つてきておるから、御承知の通りであります。しかし、私は、何も日本がそういう向こうの意向に従ふ必要は毛頭ないと思ふのであります。日本は日本独自の外交方策をとつていけばいいのであります。たとい、今度この条約を私の見解によれば危険だと思ふから、あるいは見合ふといふようなことにしたからといつて、それでもつてソ連、中共が日本に對して、どうしても安保条約を廃棄しなければならぬといふような事態に持ち込むといふことは、ないと思ひます。もしそういうような事態が起こつたら、わが日本国民としては、これを断固として排撃するだけで良心的用意はあると考えております。一歩譲ると百歩譲るといふ説であります。私はそれは間違ひだと思ひます。さつき申しましたように、今度の問題は、あつさりあれを片づけてやつて、そうすれば、それによつて別段日本に不利な、非常に困るような事態は起こらない、何か向こうからひどいことを言つてきたら、そのときに反撃すればいいのである、私はそう思ふのであります。

それから、自由主義諸国に……。〔発言する者多し〕
○小澤委員長 静肅に願ひます。
○西公述人 日本の今度の安保改正といふものは、私は日本の国力に不相応なものだと思ふのです。さつき申しましたように、いろいろな危険が出てくる。戦争のときは、日本はアメリカと一本になる、一本になる、それだからいいといふだけですけれども、問題は平時にも起こるのです。平時に起こつたら、日本だけで処理しなければならぬ。現にごらんのように、齒舞、色丹は起こつておるではありませんか。これは平時の問題で、日本独力で解決しなければならぬのです。これはアメリカの力でどうするといふことはできません。〔発言する者あり〕
○小澤委員長 静肅に願ひます。
○西公述人 それから、何か私がソ連なんかに對する非常な恐怖心を持つて

おる、それで結局、国民が抱いておるような恐怖心をおだて上げるものだといふようなお話もありすけれども、私は、日本の今の国力から見ても、恐怖すべきところは当然恐怖すべきだと思ふのです。今、私がさつきから申しましたようないろいろな不安といふものは、確かにあるのですから、それだけのことに對しては心配するのは当然なんです。これは国の利益を考える以上は当然必要なことです。私は決してからいばりをするつもりも何もないのであります。

○愛知委員 もう少しあつた方をお答へ願ひたいのですが……。
○西公述人 それから自由主義諸国の問題。自由主義諸国との関係に、日本が今度の条約を批准しないからといつて、私は何も大した影響があるとは思へないのです。ただ日本としては、この条約にたえるような力がないから、批准しないのだ。今の自由世界におきまして、アメリカより力の強い、アメリカと匹敵する力の国は、どこにもないのであります。されば、何もアメリカとの関係ばかりを言う必要はないのです。ともかく日本はまだ安保条約にたえる力はないのだといふことを言つても、私は決して恥ぢやないと思ふ。これは自由主義諸国のほかの国だつて、アメリカと実力的に對等の交渉のできる国はないのです。そういうことは、私は、公然と認めて何も恥ぢやないと思ふ。だから、これを批准しないからといつて、これは自由諸国に何も害を及ぼすことはありません。日本は、今まで通り自由諸国の忠実なるメンバーであります。

○愛知委員 どうも西さんが、自由主義國家群の方は何も大したことはありませんとおっしゃられても、それは何らの根拠もなければ、われわれをして納得させる何らの具体策がないと思ふ。それなくしてそういう御議論をなさることは、私はいかがかと思ふわけなんです。

それから、日本が力がないから、そういうことを今さら審議未了にして、だれもが納得してくるだろう、こういうお話がございましたが、私はそれは別問題だと思ふ。私は、むしろ西さんが、こういうふうな御議論を、これはやはり愛國の至情に基づいてやつておられることは、非常に敬服するのですね。ソ連が、二度、三度と、グロムイコ覺書から始まつて、何べんも何べんもあつた内政干渉をし、そして条約の内容を曲解したような抗議を、どんどん出してくるような事態になつたら、それで、言葉は非常にまづいので、恐縮でございますが、へつぱり腰になつて、これは大へんだ、一つ低い姿勢になつて、少しおじぎをしておかなければ大へんだといふことになつてきたのだと思ふ。少なくとも西さんがそういうお考えにならなくても、西さんのような方がそういう御意見になつたといふことについては、多くのそのまですぐよくものをわきまえない人も、そう思い込んでおるに違ひない。それが非常に危険なことだと思ふ。ですから、私は、きょうはここに時間がございませぬし、同僚議員からもたくさん質問がございますから、この辺でこの問題はやめさせていただきます。要するに、私は、きょう私が本委員会のこの議場を通じて西さんにお伺いをし、私

○森島委員 私は引き続き伺ひたいですが、撃ち落とすか撃ち落とさぬとかいうことは別問題であります。第三国の了解を得ないで、その国の領土へ勝手に飛行機を飛ばすということは、はたして国際法で許しておるのかい、そのことを端的にお伺ひいたします。

○田村公述人 今の国際法は、まだ領空に關しましては、国際法規というものはほとんど未発達でありまして、まだできておりません。そういう關係でございまして、現在の段階でいけば、条約によることを原則としております。だから、今のような民間の航空機といえども、勝手に入ることは許されません。領空というものは、そこに主権が置かれておりますから、許されないというのが原則であります。

○森島委員 それでは領空の侵犯だということとは、あなたは認めになったわけですか。

私は議論を進めますが、アメリカ側の発表を見ますと、合法的な国防手段としてのこの種の活動、すなわち、第三国の領空に飛行機を飛ばして情報収集の活動に従事しておる。私がお伺ひしたいのは、なるほどソ連がやっているかも知れません。かりにソ連がアメリカと同様にスパイ行動をやっているやと仮定いたしても、アメリカが同様な行動をやっておるということによって、アメリカのスパイ活動が合法化するか、正當視することができるといふ点について、御意見を伺ひたいと思います。

○田村公述人 これは安保とどんな關係があるか、ちょっと私はわかりませんが、シンガポールのストレーツ・タ

イムズという新聞によりますと、ソ連のジェット爆撃機が、高度で日本の上空を定期に飛行しておるといふことが書いてあります。また、イギリスの新聞を見ますと、ソ連の飛行機は、イギリス、カナダ、アメリカ本土の上空を飛行しておる。それからアデナウアー首相の演説によりますと、ソ連の飛行機は西ドイツ、アメリカ本土の上空を飛行しておる、かつて故ダレス長官が、自分に向かつて、ソ連はアメリカの空中写真のりっぱなものを持っておる、私の方はなかなかそれをとることが困難である、こういうことを言ったといわれておりますので、もし今の森島先生のおっしゃるようなスパイ問題を今ここで論ずるならば、ソ連こそスパイの元祖でありまして、それは最も能率的なスパイ網を全世界に張りめぐらしておる国でありまして、それは彼ら御本人が一番よく知っておる。森島先生もよく御承知だと思ひます。

〔発言する者多し〕

○小澤委員長 静粛に願ひます。

○森島委員 私は、今の答弁は、私の質問の的をはずした御答弁だと思つて、私の見解でございまして、私にせよ、はなはだ失礼な言ひ分かも知れませんが、答弁にはなつておらぬと思ひます。私は、かりにソ連にそういう行動があつても、アメリカの非合法的な活動が合法化するか、この点を一点お伺ひすればけっこうなんです。ほかの国の例などをお聞きする必要はありません。

○田村公述人 国際法というのは、一つしかございせん。ソ連の方はやつてもよろしいし、アメリカの方はやつて悪いという国際法はないと思ひます。

○森島委員 私は、ソ連のことはたゞいま問題にしておりません。ソ連にもそういう行動があれば、国際法に違反した行動であることは当然だ。しかし、ソ連の国際法違反の行動が、アメリカの国際法違反の行動を合法化するかどうかという点に集中して、お答えをいただければけっこうでございます。

○田村公述人 今森島先生ははつきりおっしゃつておられるが、まだ私もはそういう情報を得ておりません。もしそういうことをやつたとすれば、それはもう間違ひでありまして、条約違反でありまして、また、国際法違反でありまして。

○森島委員 私の意見は大体において受け入れられたものと思ひます。アメリカの行動は国際法違反である。(ソ連はどうなんだと呼ぶ者あり)ソ連のことは言うておりません。同時に、ソ連の行動によつてアメリカの行動が合法化するものではないということをお認めになつたものと思ひます。現に本日、英国外務省の所見を述べておることも、御存じの通りであると思ひます。また、国際法の今後制定せらるべき航空等の關係のことは、これは別問題でございまして、これは、今後先生も、この発達のために十分お力添えになることと思ひます。

その次に、もう一つお伺ひしたいのは、先生の非常な御造詣の深い外交史に對する御執筆からいたしますと、アメリカは国際法、国際条約を順守し、過去においてそれにたがつたことがないといふふうなお考えのようでございますが、この点におきましては、アメリカにはたして前科があるかないか。私の考えからいたしますと、相当に前科はあるはずで、日米關係に關しましなれば、私は、非常に前科が多い、こう信じておるのでございます。先生は、日米關係だけに局限して、アメリカに前科があるかないか、この點に對しても、一つ私に教えていただきたい。

○田村公述人 この女に石を投げる資格のある者があつたら、石を投げてみるとクライストが言つたら、一人去り、二人去り、だれも石を投げる者がかつた。それと同様に、國際間にはとんだないといつてもいいのでございませう。ただ、たくさんあるか少ないかというだけであります。私どもの研究によりますと、どうもこれは、あまり私はこういう公開の席でよその國の悪口を言うのはやめておくれども、これはもう世界的常識でありまして、ソ連というものが破約の名人であるといふことは、アメリカは一九三四年に今のソ連を承認いたしました、それから一昨年までの間に、五十二件約束をアメリカとしておるが、そのうちで、五十件だけもうすでに破つております。もし、この五十二件のうち五十件まで破つておる表が御入用ならば、差し上げます。

○森島委員 私は、ソ連關係のことをここで尋ねておるのではない。新安保條約の關係におきまして、日米關係において、アメリカがはたして前科があるかないかという点に局限して、私は質問をしておる。私は今日はそれ以外の点には触れません。

次に、私のお伺ひしたいことは、條約の解釈におきまして、正文ができました場合には、その正文に基づいて有權的な解釈をするというのが國際間の常例だと思ひますが、その点はいかがお考えですか。

○田村公述人 ちょっと聞きとれなかつたものでございまして……

○森島委員 條約の解釋の問題です。解釋の基礎が、條約の正文それ自体に基づいてあるというところを、私は御質問申し上げております。

○田村公述人 それはもちろん、條約の文字を無視して條約を解釋するといふことはないわけでありませう。ただ、外交文書といふものは、普通のものと違つて、ビスマルクは、かつて、外交文書といふものは、それを書いた者しか真意はわからぬと言つております。それは、今含著の深いものでありまして、特に安保條約なんというものは、私は、多くの日本人はわからないといふのがほんとうだと思ひます。わかつたといふのは、大体反對するものもそうだし、賛成するものもそうだし、大体付和雷同するものがさうでございませう。(拍手)

○森島委員 いずれ私は、これらの問題について……

〔発言する者多し〕

○小澤委員長 静粛に願ひます。

○森島委員 私は、いずれ最近の機会におきまして、この委員会においてこれらの問題について御質問することになつておりますので、本日は、この點については深く伺ひたいことを差し控えます。

その次に、私がお伺ひしたいことは、事前協議の問題でございませう。協

議ということに關しましては、林法制局長官は、自民党の総務会か何かの席上で、同意を前提とした言葉であるという御説明をやっておられますが、あなたの御意見を伺いたいと思います。

○田村公述人 この言葉も、今NATO、SEATOを初め、四十三カ国と結んだ条約というものは、みんなございいます、コンサルテーションという意味は……でございますから、私は、これは世界的な、この字の意義というものは、きまつておると思います。ただ日本だけが——これは協議という字は、片一方がどんな意見があろうとも、一方だけで意見が、同意なしに通るといふようなことを考えるのは、ほかにはないのであります、よそのNATOでも、かつて問題にならないのです。日本だけでこれを問題にするところに、非常に意義があると思ひます。それから、協議というものは、日本の国には協議離婚という制度が民法の中にある。協議離婚というものは、御夫婦の同意なしにはだめであります、両方とも同意しなければ、協議離婚というものは成立しません。でありますから、協議というものは、必ず同意といふことを含んでおるといふような意味に私は解釈しております。

○森島委員 私は、その点についてもう一つお伺いしたいのは、NATOはなるほどそうでしょう。しかし、米韓、米台、それからSEATO等の条約を詳細に調べますと、協議並びに合意とある。この点は、先生はどういふふうにお考えになりますか。この相違がどうなつておるかといふことをお尋ねいたします。

○田村公述人 私は、ああいうことを条文に書くことはありますけれども、それは、もう一度繰返す、念を押す場合にそういうことを書くのであります。間違ひのないように、協議が成立するためにもう一度同意といふことを——協議というところの中には、必ず同意が入つております。協議そのものが成立するためには、必ず同意がなければ協議が成立しない、これは世界的常識だと思ふのであります。

○森島委員 なるほど、先生は常識だと思つておられる。しかし、条約を解釈する場合に、常識だけでいくということには、あまりに私はむづかしい議論だと思ひます。そこで私は、先生に対する質問はこの程度にいたしまして、あとは西君の方にちょっとお伺いしたいと思ひます。

西さんの御意見を承つておりますと、外交政策といふものは、単に一国だけでなしに、総合的に影響の及ぶ各方面の關係をも十分に考慮した上で、立てなければいかぬといふふうにお伺いいたしましたのであります。日本で日独同盟を作つた、その英米に対する影響等も當時は怪視しておつた、その結果が戦争に発展したことは申すまでもないことではございますが、私は、岸内閣のやつておられることは、まさしく総合的な政策を欠いて、アメリカならばアメリカだけまるで汽車の時間表でも作るように、アメリカが済んだら安保だ、安保が済んだら中国だといふふうにとつておられるところに非常な欠陥があると思つておるのであります。ことに、藤山外相、岸首相のやつておられる外交方針を見ますと、第一に、一昨年の九月にアメリカへ行つた、相手がいい返事をしてくれた、まるで鬼の首でも

取つたように喜んで、党議もきまらず、閣議もきまらないうちに、岸、藤山独走でもつて交渉したところに、非常な後の欠陥があると思ふ。極東の範圍の明らかならないのも、また、事前協議が幾多の欠陥を持つておることも、政府の答弁が二度も三度も変わるなんてことは、これは責任のある政府当局として許すべからざることだ。こういうふうな欠陥が起きているのも、要するに、最初に安保条約の締結に關する閣議のしつかりした大綱をきめないで、藤山と岸、両氏に独走をされたところに根本的な欠陥がある、こういうふうには思つておるのでございしますが、あなたの御意見はいかがでございますか。

○西公述人 私も、今度の条約締結に至つた経過はよく存じませんけれども、今おつしやつたやうなふうに想像をされる理由が非常にあると思つております。どうもただアメリカとの關係だけを考へて、ソ連、中共のことをちつとも頭に置かなかつたといふことは、非常に確實だと僕は思ふ。ソ連のことも、自分たちはもう腹にきめておくのだといふやうな態度が見えておつたと思ふ。安保条約を作つてから、今度は中共に臨み、ソ連に臨む、そういう態度自体がはなはだよくないと思ひます。もしそれがソ連、中共に非常な悪い影響を及ぼすならば、これは見合はせた方がいいのではないかと、それでやつた方が、日本の對外關係は非常にスムーズに処理ができるということを確信しております。

○森島委員 非常に貴重な御意見を承りまして、私も大体において同じ考えを持つておる一人でございます。

同時に、一つお聞きしたいのは、自民党におきましては、この際無理やり採決をして、批准を強行せんとするやに私は漏れ承つております。あなたのお考えからすれば、はたしてかくのごとき緊急性がある問題であるかどうか、この際の批准を見合はしても、何ら緊急性を欠くものではないかといふ見解を私はとつておるのでございします。あなたも、この点についてはおそろく御同感だらうと思ひますが、いかがでございますか。

○西公述人 先ほどから申し上げたやうに、私も全然同感であります。

○森島委員 第三に私がお伺いしたいのは、いろいろソ連の歴史等を見てみますと、現在の状況のもとにおいて、ソ連が成立して以来の歴史的關係は、相當に違つておると私は信じておるのでございします。現在のこの國際緊張緩和の時代におきましては、ソ連が武力によつて領土的擴張をはかるがごとき意圖はないものと私は判断しておりますが、その判断は、あなたの豊富なソ連に対する知識から、いかにお考えになりますか。

○西公述人 帝制時代のソ連の擴張政策、そういうものと、今のソ連のやり方が違つかどうかといふ御質問のようですが、私は全然違ふとは思ひませぬ。先例を申しまして、今ソ連は、いろいろなことやつておるやうでございしますが、必ずしもそれは感じないのであります。近ごろのソ連の政策は、何もそういう非常に憂慮すべき政策をとつておるとは、私は思わないのであります。これとの外交關係は常に慎重に、まじめにやつて、誠意を持つて

てこつちも接触すれば、普通の外交關係を維持、發展させることができると思つております。何も武力政策を——これはあまり言つてはなんですけれども、軍事条約を強化するとか、そういうことをしないでいつた方がかえつて關係は良好にいく、こう思ひます。

○森島委員 もうけつこうです。

○小澤委員長 次に、竹谷源太郎君。○竹谷委員 きのうからきょうにわたつて二日間、この道の大家の公述人の八人の方から、いろいろ貴重な御意見を拝聴させていただきました、われわれこの条約審議上益するところ非常に大であり、厚く御礼を申し上げます。この八人の方々の御意見を拝聴いたしましたので、われわれ条約の審議をいたすのでございしますが、何といひましても、この新条約が現行条約よりも改善されて非常によくなつたのだといふ政府の説明でございしますが、まず第一に、この点についてわれわれは非常な疑問を持つておるわけでございします。八人の方々の御陳述によつて、日本にとつて利益である点、あるいは不利益な点、どうも日本にとつては平和、安全を確保する道だと言ふ方もあれば、逆に、これは非常に危険きわまるものである、そういうふうないろいろ御意見を拝聴したのであります。まず、利益であるという点では、第五條の、米國が日本を防衛する義務を明定したことである。第二點は、第六條において、極東以外には出動できない。それから事前協議によつて、米軍の配備、装備、また出動に対して日本が協議にあずかつて、ノーと言ふことがで

きる、こういう点は非常に改善である。それから第三に、第十條の条約の期限でござりますが、従来無期限であったものを、十年に短縮した、こういうのが第三点。第四には、日米間の友好協力関係が一そう増進せられる。大まかにこういうような四つの重要な点をあげまして、利益があるというようなお話でござりました。これに對しまして、不利益な点は何かというところ、第三條の、軍備増強の義務を負うことになった、これは非常に重大な軍事同盟的な義務であつて、事きわめて重大で、不利益である。第二点は、第五條によつて、日本がアメリカを防衛する——もちろん、それは日本の領域内であり、アメリカ軍を防衛する義務を負担するに至つた、相互防衛である。この第三條の軍備増強の義務、第五條の相互防衛の義務、これは明らかに軍事同盟的であり、これは非常に危険を包蔵するものであり、日本を戦争に巻き込むものである、こういうような二つの非常な不利益がある。また、政治的に見まして、これは猪木先生からも、また西先生からもお話がありました、中国、ソ連に非常な刺激を与えて、中ソとの関係を悪化させる、これはひいては、また、フィリピンその他東南アジア諸國にも影響があるだらう、こう考えますが、このような政治的な非常な危険を包蔵する。こういうような四つの大きな点で不利益があるというお話でございました。なお、そのほかに、第五條の米國が日本を守る義務を明定した。今までは、守つても守らなくてもアメリカの自由であつたという点が、アメリカは必ず守るとしたことしたので、非常な利

益である、これは政府が非常に誇らかに言うところであり、この問題は、従来の現行条約においても、もうアメリカは間違ひなく守るといふことは、たびたび引き合いに出される當時の西村条約局長の所説を見ても明らかであり、また、多くの人がそう認めておるから、第五條でアメリカが日本を防衛する義務を明定したといふことは、何らこれは積極的な利益を増進したものでないといふ私は考へる。それから第六條において、事前協議といふことが、この委員会でも非常に論議が戦わされて、問題の中心点の一つであります、これは非常に抜け穴が多いといふことで、一体これは効力があるかといふことに非常に疑ひがあり、あるとしても、それはごく一局部で、問題にならない。核兵器持ち込み等につきましては、すでに岸・アイク共同声明以来、安全保障委員会ができて、そこで、持ち込まないといふことになつておるといふことであつて、これらの点は、事前協議とはいひながら、内容はきわめて貧弱なものである。逆に、アメリカ軍が海外出動をする場合に、日本は協議にあずかるうと、また、アメリカが条約に反して協議をしなかつたとしても、外部から見れば、協議があつたものと認められ、日本はアメリカ軍の出動に對して共同責任を負わされる、この意味で非常に危険である、こういうことになると、この事前協議といふものも空文にひとしいものになりはしないか。また、条約期限を十年に短縮したとは申しながら、今暫解けが進行中であり、もう少し事態の推移を見てからやれば、もっといい改定ができる。それを待たずして今やるといふ

ことは、十年間固定されるから、ここ一、二年後に非常な雪解けがきて、はるかに日本に有利な条約を結ぶ時代になつたときにおいても、現在の新安保によつて十年間縛られるといふことになれば、われわれは漸進的解消を唱えておるのでありますが、そういう有利な改定もできない、こういうことになる意味において、この十年の確定期限といふものは、従来の暫定期限よりもはるかに悪いのではないか、このように思はれますときに、これら重要なポイントだけ数点をあげましたが、利益と不利益を比較考へると、これをはかりにかけてそのベラム数を計算するまでもなく、不利益の方がはるかに多い。利益はきわめて形だけのものであり、実質がなく、非常に利益の点が軽くて、不利益の点が重い、だから、どうもこれは反對せざるを得ないのじゃないか、こういうように、安保審議上、われわれは傾くのであります。

そこで、大平先生は、改定する方がよろしい、このような御意見でありますので、もっと何か、この新安保条約が現行条約に比較して利益であるといふ点があれば、お教へを願ひたい。それからまた、先ほど猪木先生から、この項目を分けて理論的に御説明を願ひましたが、これらの点について猪木先生の御意見も、簡単にいいですから、もう一度お聞かせ願へれば幸いに存じます。

○大平公述人 ただいま、安保の問題は、大局的に見て日本の政治的判断であるという御意見、賛成であります。ただし、不利益な点として指摘されましたところ、並びに、利益といへどもそれほどでなからうといふ点につきまして、私の意見は若干違つております。まず、不利益の点としてあげられましたところを申し上げますと、軍事的な自衛力の増加育成といふものに、もし日本の自主性といふものが害されておるとするならば、第三條に相當の負担であらうかと思ひます。しかしながら、これは日本の憲法のワク内において行なう、かつまた、第一條及び第二條、第三條は、アメリカが締結すべきところの集団安全保障体制を作る場合のいわば例文でございまして、通常使つておる文句をそのまま踏襲したにすぎないのでありまして、特別な具體的な義務を負うたものとは考へられないのであります。従つて、國が存在する以上は、安全を保持し、自衛のために備へるをなすといふことは、國家の原則でございまして、あえてその原則を再現したにすぎないと思へるものであります。

第二の点は、相互防衛は軍事同盟であるとおっしゃるわけであり、私は、軍事同盟は何かといふことを定義をあげていただきたいと思ふのであります。よき軍事同盟はよろしい、悪い軍事同盟はいけなないのであります。たとへば、國際連合憲章すら、これを大きな軍事同盟と國際法學者は呼んでおるのであります。従つて、軍事同盟が悪いといふのは、定義が何であるかといふことをお尋ねしなければならぬわけであり、従つて、日本が日本の土地を守る、この固有の自衛権、日本の領土に來たるところの國籍不明の航空機あるならば、これは日本が防衛措置をとらなければならぬのであります、たとえば、私の学校のそばに米軍の基地がある、ここに爆彈が落ちれば、私の大學もやられるのであります。このときに、日本が立たないといふはずはない。ただし、一発のたまが落ちた場合に、日本が立つといふわけではないのでありまして、自衛の必要な範圍、すなわち、個別的な自衛権を日本が行使すればよろしいのでございまして、私は特にこの点は——重光さんが、三年ほど前に外交交渉をワシントンでされましたときに、日本の憲法の立場から共同防衛はできないではないか、こういうふうにご答へられたのであります。ドレスに相手にされなかつた。それに今度は、日本の施政を行なう地域だけにおいて共同防衛をするといふことでありますから、きわめて程度が低いものである。従つて、これは私は問題でないといふふうに思ふのであります。

次に、中ソの刺激をするといふ点であります、これは向こうが考へるということでありまして、私は、今度の新安保条約は、世界の政治の面からいきまして、現状維持の政策である、何ら新しき勢力關係をそこに變化させるものではない、こう思ふのであります。事前協議をすることによつて日本が共同責任を負うという理論、これは私は國際法上成り立たないと思ひます。協議をする、しないにかかわらず、日本の基地から、あるいは、ある國の基地から飛び立つといふ飛行機は、向こうは撃つてありましようし、そして向こう側の自衛の必要があるならば、これに對して、協議にかかわらず、やるでございしょう。これは國際法上當然のことであり、従つて、私は、協議の内部的な意思關係——ど

この部屋の中で相談して、日本はノ一と言ったかイエスと言ったか、だれもわからないが、その責任を国際法上とるわけにいかない。外形的に国際法は考えるべきである。軍事裁判の例を先ほどあげられましたが、これはきわめて例外的なものであります。従って、今日、国際法は外形的にものを考えて、国内刑法の理論をここに適用すべきではない、こう考えます。

次に、利益の点につきまして、それはいろいろ欠点があるというふうに言われましたけれども、私は一つだけ申し上げますが、雪解けになるから、安保の改定をしない方がいい、こういう議論は、私は逆に、雪解けになりそうだから障子を開けておいた方がいい、こういうふうな考えがあるのであります。雪解けという現象が起こるならば、これは新条約の第十条の一項によりまして、ほんとうに雪解けが来しましたならば……(発言する者あり)

○小澤委員長 静粛に願います。

○大平公使 さらにまた日米の交渉をいたしまして、この十條一項に基づいてさらに改定をする余地は残されておるのであります。かつまた、もしほんとうに雪解けが来るならば、ただこの条約が眠っておればよろしいのであります。こういうふうな考えで参りますれば、新しいものは何かあるか。私は、小さなことをほじくってするのが国会の審議ではないと信じておるのであります。むしろ、大局的な政治判断——日本が自由主義陣営に属して、ほんとうに信頼される国であるということを示すべき時代にきておると思ひ

ます。二年越しにいろいろ議論をされて、最後の段階に來たておるのであります。私は、この際におきまして、大局的な判断をすべきときであると思うのであります。従って、新しいことは幾らもあるものであります。結局それは条約をお読み願いたい、こう思うしかなないのであります。

○猪木公使 私は、午前中に申し上げましたように、現行の安保条約と改定条約とを比較しました場合に、長短いろいろあるけれども、それを比較した場合において、短所、すなわち改悪面の方が多いいというのを、政治的効果という面から申し上げた。従って、そういう理由によりまして、現行の安保条約が非常にいいとは思わぬけれども、いいどころか、困る点が多いが、しかしながら、改定条約に比べると、ましである、従って、改定しない方がいい、つまり、新安保条約の案において改定するのは反対だということを申し上げた。

それでは、どうすればいいかという点に關する私の所見を申し上げますと、それは私は廃棄というとはできないと思うのです。現行条約は、占領中ではありましたが、とにかく国会が承認したのであります。従って、そういうものを一方的に廃棄するということは、日本は、第二次世界大戦前には、それに近いこと、あるいはそういうことを再々やって、非常に国際信義を破ったわけでありまして、そういう点から見ても、世界は注目しておるのであります。従って、安保条約を破るべきじゃない。従って、安保条約を破るか、あるいは改定絶対反対という立場は私はとらない。つまり、改定を

積み重ねて、段階的に解消すべきだというのが、私の見解であります。

それでは、具体的に言えばどういふことになるかといふと、個々の条文の修正は、私がやるべきことじゃない、国会がおやりになることであります。それから、ただ考え方を申し上げてみますと、先ほども触れましたけれども、最小限としては、第三条及び第五条に改悪面が強く出ていると思ひますから、その点を大幅に修正してもらいたい。それから、期限が十年というのは、事實上これは最低十年というの告をもつて廃止できるといふふうにするのが望ましいというのが、私の意見であります。次に、なお望むところは、デンマークや、あるいはノールウェーがやっておりますように、有事駐留にしろもらいたい。そうすれば、いろいろの駐留軍に伴うところのトラブルが減るわけでありまして、有事駐留が望ましい。しかし、条約は相手があることでありまして、なかなかそこまでは簡単にはいきません。従って、これは次の段階でもけつこうだ。最小限度、第三条、第五条を大幅修正し、期限を思い切つて短縮するというのが、私の意見であります。

○竹谷委員 どうもありがとうございます。

○小澤委員長 次に、保科善四郎君。

○保科委員 私は、主として猪木先生にお伺いをいたしたいと思ひます。ただいまも竹谷委員の質問に答えられましたが、改悪の点としてあげられた第三条と第五条でございしますが、これは現在どういふように国際情勢が動いているかといふことに対する御認識が違

うことからきているんだらうと思ひますが、私、最近に世界十三カ国を歩いて参りまして、こういう問題に携つていて、プラン・メーカに、十分にひびき交えて話をしてきたのであります。が、今日のような兵器が非常に発達した段階においては、もう戦争は絶対やっちゃいかぬといふように戦略思想が變つていっているわけでありまして。第二次世界大戦までは、戦争をやつて勝利を得るといふことが、戦略の第一の目的であります。ところが、事象がすっかり變つていっている。そこで、それでは世界にそういう脅威を及ぼすものがないかといふことになるわけでありまして、これはあるといふのが全体の結論であります。すなわち、われわれは自由主義、民主主義をとつておる。その制度を擁護しようといふわれわれの考へ方に対して、世界赤化革命をやろう、そういう陣営があるから、これはただでは戦争を抑制することはできぬといふのが、現実に即した世界の常識であります。

そこで、どういふようにしたならば、戦争現象に抑制できるかといふことが問題になるわけでありまして、それは世界の常識が、日米安保条約に盛り込まれた二つの条項に大体結論づけられておるわけでありまして。それは力によるバランスをとる。いわゆる共産主義陣営の方々は、遺憾ながら力の信仰者である。やはり力のバランスをベースにする主張がある。そうして尊重される立場において、お互いに話をしたいかなくちやいかぬといふことが第一点であります。第二点は、経済協力でありまして。後進国に対して生活の安定と繁栄とを与えるような協力をしていくとい

うこと。この二つが、戦争抑制の最良の方法であるという結論ができておるに思ひます。そういう観点から、私は、この第三条、第五条あるいは第二条等が盛り込まれたのであつて、現在の世界情勢においては、これが最良の戦争抑制の方法と考えておるのであります。が、ほかに何かいい戦争抑制——戦争を起されたら大へんなんですかから、それは世界の常識なんでありまして、理屈じゃないに、現実に、何かそういう方法をお考えになつて、こういう御意見を述べられたのかどうか、それをお伺いしたいと思ひます。

○猪木公使 ただいま保科さんから、戦争をやらないのが大切だといふふうに、戦略思想が變つていっているといふことをおっしゃつたのですけれども、その点に關して私は異存ございせん。戦争をやらぬのがよろしい。そこで、それじゃ戦争をやる原因はどこにあるかといふことになつてくると、一部の人は今保科さんがおっしゃつたように、世界革命というソ連、中国のイデオロギーに戦争の原因を、もっぱら、あるいは主として求められるし、また他方、一部の人は、資本主義であるとか、あるいは帝国主義であるとかいふので、非共産圏側の方に戦争の主たる原因があるようにおっしゃるのであります。私は、先ほど来、午前中に私の申し上げた中でも強調いたしまして、たように、イデオロギーといふものが戦争を起す原因の一つであるといふことを、決して否定はしないのであります。けれども、中国や、特にソ連の革命以来の外交政策を見ておきますと、なるほど革命の直後においては、非常に終末論的と申しますか、つまり

世界革命といったような面が非常に強く出るけれども、それがだんだんと時日を経過いたしますと、その面も、もちろんなくなりはないけれども、共產主義である限り残っておるけれども、しかしながら、だんだんと伝統的国家としての中国の国家的利益、また、伝統的国家としてのロシアの国家的利益というものを、守るという面の方が前面に出て参ります。従つて、たとへば第二次世界大戦の状況を見ましても、ソ連の方が、侵略をしたと認められるケースはもちろんございます。たとへばフィンランドなんか、そうでございます。すけれども……(ポーランド)と呼ぶ者あり) いやフィンランド。フィンランドは一九四〇年十一月三十日にやつておるけれども、反ソ、反共を唱えておつたヒトラー・ドイツやあるいは軍国主義日本が、戦争を挑発したことも忘れてならぬのであります。先ほども、どなたでしたか、前科ということをおっしゃつたのですけれども、はなはだ、これはどうも國際的前科者呼ばわりすることは好ましくありませんけれども、私も日本人の反省として、わが日本国が、第二次世界大戦前から第二次世界大戦にかけて、相当前科があるということを反省することをお忘れはならぬのではないかと。その意味において、戦争の原因を一方的にソ連、中国の世界革命というところに持つていく見解には、私は賛成できないのであります。従つて、その面を考へて、それらに対して日本国民が明確に、日本国憲法に表明されている民主主義、平和主義の精神を尊重するように持つていく。そういうことによつて、わが国民が、言論、集会、

結社の自由がないような状態になつては大へんだ。この言論、集会、結社の自由を命をかけても守るといふ、そういうような気持に持つていくことが、戦争を防止するという意味においての最も重要な点であつて、ただ自由主義陣営に属するゆゑをもつて軍事同盟に類似のものを結んだり、あるいは有事駐留でなく、平時から外国軍隊の駐留を進んで求めるというところは、私はとらぬ。たとへば自由民主主義というものを申しますれば、スエーデンにしても、あるいはデンマークにしても、ノルウェーにしても、りっぱな自由民主主義國である、侵略の前歴はないのであります。ところが、そういう國は、あるいはその國の歴史、伝統、それから地理的条件その他によつて、ノルウェーやデンマークのように、有事駐留にして非常に用心しておる。あるいはまた、オーストリアとか、スエーデンのように、いろんな意味で中立政策をとつておる。また、オーストリアのごときは、國條條約によつて中立を認められておる。そういうふうないろいろな安全保障のやり方があるのであつて、その意味において、今おっしゃつたように、直ちにこの三条、五条のような軍事同盟まがいの條項を作ることが戦争防止をし、日本の安全を保障する上における唯一の方策であるというお考えは、私は賛成できません。

○保科委員 たいだいま伺つたのは、私はイデオロギーが何も脅威になるとは思つていない。イデオロギーをしていふところに脅威があるのですよ。一体、毎日ソビエト、中共から日本にどういふ放送をやつてきておるのか、御承知ですか。大へんなことを言うてきておるわけですよ。こういうのは自分のイデオロギーをしいるのだから、これは心理的侵略であります。やはり侵略精神です。そういうことが平和を害するわけですよ。そういうことをばかにしてゐるから、そういうことになるわけですよ。やはりばかにされないだけの力をこちが持たなければ、またそういういたずらをする。そういうことをすれば、おなは自然とまた刺激をうける。言うけれども、刺激をうけるのは向こうなんです。向こうが刺激をして、こちが受け身に立つてゐるわけですよ。逆ですよ。あなたがたがおつちやつた弱點と稱せられるのが、日米安保條約の最も重要なキ・ポイントなんです。それらのほかに、何か一体名案があるか。今具体案は少しもありませんでしたけれども、どういふようにして、心理的侵略やそういうものを防遏する方法がありますか、それを一つお教へを願ひたい。私は愚鈍にしてわからないのですが、どうかお教へを願ひたいと思ひます。

○猪木公述人 今の御意見は、力の政策と同じですが、アデナウアーあたりがとつてゐる政策に近いようなお考えだと思ふのですけれども、それはあまりにも軍事的観点といふことにとらわれた見解ではないか。日本は、かつて軍事的見解にだけとらわれて、もっと全面的な政治的、経済的、思想的な側面を考慮に入れなかつたがために、非常に失敗した経験があります。私は、政治というものは、はかり得るもの、つまり生産力とか、あるいは軍事力とかいふ、はかり得るものを考慮に入れるだけでは十分でないであつて、は

かことができないところのものをも考慮に入れることによつて、初めて全きを得る。國家の安全保障に關しても同様でありまして、私は、今保科さんのおつちやつたような御見解を全然考慮に入れたい、たとへば、もう平和主義、平和主義と言つておつて、憲法第九条さえ振りかざしておれば、絶対に侵略も受けなければ、安全なんだといつたような、言うならば平和教といひますか、そういう考え方には私は賛成しません。すけれども、現実的な考慮を十分しなければならぬ。そう考へればこそ、私は廢棄論にも反対なのであります。力のそういう要素を私は決して否定しておらぬ。しかしながら、ただいまの御意見のように、力の要素だけに偏重して、そうしてその他の要素を考慮に入れぬような見解は、先ほどの表現を用いるならば、日本は前科者であるだけに私は賛成できない。具体的にどうするかとおつちやれば、それは現在の安全保障條約を段階的に解消するといふ方法で——私は、これは國際情勢に見合つて進めなければならぬけれども、そういう方法に關する考え方を先ほど申し上げた。さらにまた、繰返して申し上げますならば、日本の安全保障といふものは、九千万以上の日本の國民が、日本という國を愛し、この國を守ろうといふ氣持を持つこと、また、それは私にあると思ひますけれども、さらにそれを強く持つて、特に日本國憲法に示された民主主義、平和主義といふものを、堅持するといふ氣持をますます促進していくことが一番根本だと思ふ。先ほど来NATOと日本の安全保障條約の比較が行なわれておるのですけれども、考えなければならぬ点は、NATOの場合は、あれはいずれもヒトラーの侵略に対する被害者の集まりでありまして、その意味において、第二次世界大戦の挑発者といふものは、西ドイツが加盟するまでは入つておらぬ。ところが、日本の場合におきましては、たとへば、昨年でございますが、來られたフィリピン國の大統領が、憲法第九条があるから日本を信用するのだといふことを言つておられる。そういうことも私は忘れてはならぬ。私はマニラに数日おつたことがございまして、なほフィリピン人は、日本の軍國主義によるところの損害を忘れてはおらぬのであつて、これが十年、二十年と、日本が民主主義と平和主義の憲法を守つていくといふことを、実績をもつて示せば、これはだんだんそういうふうな過去の悪い記憶は薄れていくでしょう。それを希望しますけれども、しかし、現状においては、やはり國家の安全保障の第一義は、そういう多分に危険を伴う軍事同盟まがいのものに進むことではなしに、特に日本の特殊性、つまり第二次世界大戦においてヒトラーと一緒に放火犯をやつたといふ、そういう前歴にかんがみて、慎重の上にも慎重にしなければならぬ。いたずらに、それを簡単にNATO諸國なんかと比較をして、NATOがこうなつておるか日本もこういふのはあたりにあつたという意見は、私は、政治の歴史を勉強しておる人間として、賛成できないのであります。(拍手)

○保科委員 今のお考え方は、私は考へ方としては全く同感なんです。ただ、私は何も軍事力だけを力に言うて

おるわけではない。精神力もありまし、経済力もあります。すべてのそういう力が侵襲を受けないような形に実質を備えたところで、初めて私は尊敬される立場に立ち得るのだと思うのであります。そういう意味合いにおいて、日本が今のような立場において、は、どうしても私は、こういうような、少なくとも第三、第五、第六の程度のものでなければ、ほんとうに安心して経済を伸べる——今経済十年計画を立てて再建をやるうとしておりますが、そういうことの実現ができません。私は確信をいたしておるわけでありす。

それから、根本的には、安全保障条約を否定されておるわけではありませんで、大きい考え方においては、私は一緒だろと思う。ただ、この問題の第三、第五、第六の程度のもので、軍事同盟的な性格を持つていっているその認識が、現実として大へん違ふのじゃないか、私はそう思っている。これは何も軍事同盟ではないのである。この日米安全保障条約というのは安全保障機構なんです。セキユリテイ・オーガニゼーションなんです。そういう意味合いにおいて保険なんです。そういう保険をかけて日本を安全に置いて、これから経済の繁栄を遂げようというところに私は重点があるのだと思うのであります。根本的にはあまり違ひはないようでありまして、それだけにとどめたいと思ひます。

私とまた大体方向は同じであります。ただ、脅威を与えるからいかにぬという点については、私は非常に疑問を持っております。むしろ脅威を与える方は向こうであつて、こちらは向こうから来なければ、これは発動しないことになつてゐるのですから、脅威を与えるものである、私はそう思つておるものであります。この点に關して、もう一度大使の御意見を承りたいと思ひます。

○西公述人 今度の条約が、向こうに脅威を与えていないというようなことは、私は言えないと思ふのであります。本来、今までの安保条約は、御承知の通りに、アメリカがこゝで守つてくれるというだけで、日本の積極的意欲は、別に強く発動する余地はないやうなふうになつておるのです。今度は日本の自由意思で改めるのであるし、従軍の自由意思で改めるのであるし、防衛のためであるし、世界平和を守るためであるし、何も侵略的意欲はないのですけれども、しかし、これをソ連、中共の方から見ますと、これはまた、日本が新たに米軍と一緒に、そして軍事上の取りきめをしておる、そういう点が向こうを非常に刺激してゐるのであります。御承知の通りに、日本は従来において、いろいろな過去の歴史を持つておるもので、せっかく終戦後日本が、非常に平和的な方面に進んで今までやつてきておるのではありませんが、それを今度、この日米安保条約でもって多少でも日本が積極的国際軍事問題に頭を出す、こういう点を、私は、ソ連、中共はやはり非常に気にしておるのだと思ふのであります。さればこそ、さつそく齒舞、色丹

問題が出てきたわけですね。だから、何もう日本の自由意思が全然ないというなら、ああいう措置は、私はとらないのだ、こう思つておるす。

それから、ついででありますから、先ほど大平先生から、例の事前協議とか、ああいうものについて、あるいは国際軍事裁判あるいは日本刑法の関連ああいうものの適用はないのだとおっしゃいますけれども、そういうことがはたして言えるものでありましようか。私は、この点については、やはり自分の議論が正しいと思つておるす。私は、どうも日本人の方が、これは頭の考え方がのろいのではないかと思ひます。英米の人に私はちよいちよい話をしてみますと、それはさうだといふことを一番早くわかるのです。さればこそ、市谷裁判のああいう非常に無理な、満州事変から太平洋戦争に至る大きな共同謀議があつたんで、ああいう理論を考え出すというのとは、これは西洋人なんです。日本人はそんなことは考えない。今度なんかは、この事前協議なんというの、これは非常にたやすくわかると思ふのであります。しかし、これは、日本の方の理屈がどうであつても、いかに説明しても、向こうが考えることでありますから、われわれは強制することができないのであります。

○保科委員 ただいま西大使の御意見がございましたが、実は御承知の通り、ソビエトと中共の、日本を想定敵とする同盟条約は、この条約が結ばれる一年前にできておつたわけでありす。そうしてその後、一体ソビエトがどういう軍事的威圧を加えてゐるかということは、御承知の通りだと思ふ。

沿海州沿岸に彼らが張りめぐらしてゐるレーダー網から、陸軍の装備、海軍は五十万トンの海軍を持つてきてゐる。毎日定期飛行をやつてゐる、こういうたような脅威を与えられてゐるのは日本なんです。それで、向こう、そういういたずらでできないやうに、正しく日本の主権が守られる立場をとる、尊敬される立場をとるということが重要なんです。それが争いをなくすものになつて私は思ふ。それで、これは、外交界の先輩ですから、その辺はよくわかりかと思ふのですが、私は逆なやうに考へるわけでありす。

同時にもう一つ、先ほど愛知先生の御質問にお答えがなかつたのであります。が、やはり一國の総理がアメリカに行つて調印をしたものがラティファイをされないといふことは、自由諸國の結束を非常にゆるめるものだ、結局、戦争抑制に非常なゆるみを与えるものだと思ふのであります。さういふ点についてもう一度西大使の御意見を伺ひたい。

○西公述人 中ソ同盟の脅威につきましては、ただいまお話の通りであります。が、これに對抗しましては、すでにいろいろな安全保障の条約が米國とアジア各國ともできておるす。現に日本でも安保条約ができてゐるわけでありす。私は、世界の雪解けにならうといふときでありますので、もうこのままで待つておるやうな、このままで進めばいいじゃないか、何を苦しんでいゝろいなる危険を侵してまでこれを改める必要があるのか、そして向こうを刺激する必要があるのか、さういふやうに考へます。

それから、さつそく岸総理がワシントンに行つて調印されたのを、葬つてしまふのはいかぬじゃないか、これはもしそうならば、非常に遺憾なことであることは、むろん思ひます。しかしながら、条約の内容が日本の安全にとつて危険であるなら、危険を多少でも包蔵するならば、これはやはり葬るべきである。それで、もしそれを葬り去られるとするならば、それは岸総理の責任問題であります。さういふ問題より、やはり条約の実体というものが非常に大事である。戦前の日本は少しずつ變なやうに進んでゐた。いろいろ議論があつたけれども、それを少しづつ妥協によつて進めてゐた。さうして結局は破局に導いた。私は、今度の条約でどうもさういふ方向に向かうといふやうなことは、これは絶対に避けなければならぬと思ふ。少なくとも、今日以上に危険をみずから作るといふことは、これは絶対に避けなければならぬ。これが戦後の日本の進むべき道である、これは日本の進むべき平和の道の一つの手段であると思ひます。この点は非常に強く主張するわけでありす。(拍手)

○保科委員 そういふ判断については、これは平行線ですから、これ以上進めませんが、ただ、外交界の長老といたしまして、さういふところに進んだ条約を批准しないといふことに對する日本の責任といふものについて、どういふやうに考へるのか、私は大へんなことになるとは思ひませんが、私には必要だといふ観点に立つておられるのでありますから、この点に關する外交上の常識を伺ひたい。

○西公述人 さつきから申すように、

この条約にはいろいろな危険がある、それから、ことに歯舞、色丹という問題も具体的に出来た、そういうことで日本は非常に困難におお、こういうことはアメリカだって非常によくわかると思うのです。それで、この条約は、まあ仕方ないから、たな上げにします、そのくらいのこと、アメリカに淡白に話してやれることだと思ふ。実は今度の交渉を進めておる間に、私は二月から意見書を出してありますので、その趣旨によってどうも内容が非常に心配だから、これは途中からよしたらいじやないかということをししばしば言ったことがあります。しかし、自民党の領袖の方でも、せつかく岸さんが始めたんだから仕方がないのだ、やらざるを得ない、そういうことで進んでおる。私は中央公論なんかいろいろ書きまして、あれには非常に反響があります。そうして党の人でも、君がもう少し早く出したら、ああいうふうにするんだと言ふ人もあります。しかし、私はいわく、いや、前から出しておるんですよ、もうやめなさいと言っておるんですよ。そのときもやめ切れなかった、いつになつたらこの決断をするのかということも言っておる。私はそれはアメリカに対して何も大きな影響を及ぼすとは思わない。この前も東京銀行の頭取の堀江さんとテレビ討論をやりましたときに、私ではなくて、堀江さんにそういう質問が出たのです。もしこれが批准でもなくなつたらどういふことになるか、非常に悪くなりはいませんかと言つたら、あの経済人が、いや、何もそんなことはないよと言つておられました。それで、日米の関係、ことに経

済関係なんというものは、これはほかのいろいろな観点から出てくるのだから、何もこの条約の批准というものの関係から出るのではない、こういうことを言っていますし、それからアメリカは条約批准の不成立の例は幾らでもあります。ほんとうに日本が困るのなら、何ゆゑにこれを率直にアメリカに話し切らぬのか、もし話す勇氣がないなら、日本はかえつてアメリカにばかりにされるということになる。

か立教大学で国際法の講義をやつておいでになると思いますが、そうなんぞでございますか。その点もし伺ひができましたら、伺ひたいと思います。

今のお話を伺いますと、国際法の御担当らしいのでありますが、きょうのお話は、国際法並びに国際政治学、その両方の分野においてのお話である、こういうお話でございます。そこで第一点をお伺ひいたします。これは主として国際法の分野になると思ふのでありますが、先ほど大平さんの御答弁を伺つておきますと、国連が何か広い意味での軍事同盟であるというふうなお話でございますが、これは一体どういうことなんでしょうか。国連憲章に基づいて、国連が軍事的な行動を行ない得るのは否定されておると思ひますし、国連の憲章それ自体にそのような規定があるばかりでなく、国連憲章の第二条においては、三項、四項において——ここで文章を申し上げるのには省略をさせていただきますし、専門家の方でありますから、申し上げませんけれども、国連憲章に規定する第二条の目的、三項、四項では、加盟国はあらゆる武力行使をやらぬ、というこのために国連が作られた、このようないふ目的が明確に出されているわけでありまして、といたしますと、国連が広い意味での軍事同盟であるというならば、どのような条章で、憲章の第何条に基づいてそういうことが書いてございませうのですか。そこら辺も、一つ含蓄のあるお話を承りたいと思ひます。

おることでありまして、すなわち、国連憲章の四十一条及び四十二条において武力的な強制行動をとる、その場合におきまして、被害国は国連の加盟国によつてその防衛を保護してもらうからであります。すなわち、防衛を援助してもらふというのが軍事同盟だとするならば、国連また軍事同盟であります。

●保科委員 この条約の改正点というものは、すべて今まで工合が悪かつたという点を改めて、さらに戦争抑制の一步を進めたものでありまして、ソビエトの申し分が無理である、これは大使とは私は見解を異にいたします。従つて、こういうような正しいことも実行ができないということになると、自由陣営に対する日本の信用というのは地に落ちると信じておるのであります。われわれは、どうしても自由陣営に立つて、自由主義、民主主義制度を擁護する立場に立つておいて、堅実にその約束を実行していくべきであると思ひます。これは、この議論は平行線でありまして、これをもつて私の質問を終わります。

●小澤委員 次は、岡田春夫君。●岡田委員 きょうは四人の方々からそれぞれの立場でいろいろ御高説を承りまして、われわれもいたしまして、御意見を理解したわけでありまして、二、三お伺ひしたいのでございまして、主として大平、田村両教授から御高見を承りたいと思ひます。

最初に大平さんから伺ひたいと思ひますけれども、大平先生は、たしか立教大学で国際法の講義をやつておいでになると思いますが、そうなんぞでございますか。その点もし伺ひができましたら、伺ひたいと思います。

今のお話を伺いますと、国際法の御担当らしいのでありますが、きょうのお話は、国際法並びに国際政治学、その両方の分野においてのお話である、こういうお話でございます。そこで第一点をお伺ひいたします。これは主として国際法の分野になると思ふのでありますが、先ほど大平さんの御答弁を伺つておきますと、国連が何か広い意味での軍事同盟であるというふうなお話でございますが、これは一体どういうことなんでしょうか。国連憲章に基づいて、国連が軍事的な行動を行ない得るのは否定されておると思ひますし、国連の憲章それ自体にそのような規定があるばかりでなく、国連憲章の第二条においては、三項、四項において——ここで文章を申し上げるのには省略をさせていただきますし、専門家の方でありますから、申し上げませんけれども、国連憲章に規定する第二条の目的、三項、四項では、加盟国はあらゆる武力行使をやらぬ、というこのために国連が作られた、このようないふ目的が明確に出されているわけでありまして、といたしますと、国連が広い意味での軍事同盟であるというならば、どのような条章で、憲章の第何条に基づいてそういうことが書いてございませうのですか。そこら辺も、一つ含蓄のあるお話を承りたいと思ひます。

おることでありまして、すなわち、国連憲章の四十一条及び四十二条において武力的な強制行動をとる、その場合におきまして、被害国は国連の加盟国によつてその防衛を保護してもらうからであります。すなわち、防衛を援助してもらふというのが軍事同盟だとするならば、国連また軍事同盟であります。

●岡田委員 私、たぶん伺ひたい点

●岡田委員 私、たぶん伺ひたい点

●岡田委員 私、たぶん伺ひたい点

●岡田委員 私、たぶん伺ひたい点

●岡田委員 私、たぶん伺ひたい点

●岡田委員 私、たぶん伺ひたい点

●岡田委員 私、たぶん伺ひたい点

●岡田委員 私、たぶん伺ひたい点

●岡田委員 私、たぶん伺ひたい点

●岡田委員 私、たぶん伺ひたい点

としての軍事行動が、あなたの言われた四十一条、四十二条であって、これはむしろ例外として規定すべきものである。とするならば、国連それ自体が広義の意味の軍事同盟であるということは、オッペンハイムがそう言いましょうとも、何と言いましようとも、国連それ自体は、軍事同盟とはどうしても私は考えられないのでございますが、この点について、もしもう一度、御意見がございましたら、御意見を承っておきたいと思ひます。

○大平公述人 先ほど憲章の条文をおあげになりましたが、五十一条によってとるところの軍事行動は、これは国連の軍事行動ではございません。それから、私は、日米関係を同盟条約だとおっしゃるから、そう申したのであります。軍事同盟は十九世紀の古い概念でありまして、今日これを持ち出して、何の意義もないと思うのであります。すなわち、国際連盟及び国際連合ができて、戦争を違法化するという考えが出て参りました。防衛を中心として、かつ、その防衛のために、日ごろから経済的、政治的に結合関係を持つ、こういうようないろいろな変つた情勢があります。かつまた、国際連盟及び国際連合というものの權威を尊重し、そのワタの内に、いわばそれから認められる範囲において相互援助をするという体制ができたのであります。これが地協定のことであります。これを集団安全保障といつてもよろしいのであります。

○岡田委員 御見解でございますが、そのほかにも伺いますので、次に進ませていただきます。きょうの御見解を伺っております

と、自衛権の問題についてはあまりお触れになっておられませんが、大平先生の書かれたものについては、いろいろ自衛権の問題についてもお触れになっておられます。第五条で、御承知のように集団自衛権、個別自衛権の問題がございまして、第五条の規定するところにより、日本の領域に対してはかの国から武力の攻撃があった場合に、その場合に在日米軍の基地に對して攻撃があったとした場合には、当然、日本の国としては、集団自衛権の行使を行なわなければならない、これは当然です。大平先生の文章の中にもそのように書いておられますので、この点は間違ひございません。

○大平公述人 私は、国際法上におきましては、日本は集団的自衛権を持つておるものだと思います。ただし、国内法におきまして、いかなる範囲にこの自衛権を行使するかというは別でございまして、従つて、日本の領土内におきまして共同防衛をとることは、いわば差し迫つた危険に日本が対処するのでございまして、個別自衛権の日米同時行使でございまして、

○岡田委員 同時行使という規定、その限りでは、政府の見解と大体同一のようであります。そこで、もう一点伺ひますが、第五条の三行目になります。『行動することとを宣言する。』こういうことになつておりますが、個別自衛権が集団自衛権とはちがふとして、第五条に基づいて、日本並びにアメリカはこの規定を行使する、個別的自衛権——日本の場合には、今の大平先生のお話では、個別自衛権だ、その行使の義務を持つ

ている、アメリカの場合においても義務を持つてゐる、宣言するといふのは、そういう意味であると私たちは解釈いたしますが、いかがでございませうか。

○大平公述人 第五条の規定は、大体におきまして NATO と同じでございまして、普通の地域取りきめの場合の相互防衛と同じでございまして、たゞ、日本国の施政下における領域においてという限定がついたことが、非常に意味があると思ひます。従つて、個別的自衛権を行使するというので、この第五条の解釈は完全につくと思ひます。

○岡田委員 行使するということが、日本にとっては、条約上取りきめとしての義務になつてゐるではありませんか。それは、自衛権といふ……（発言する者あり）今ここで難言が出ておりますが、自衛権といふ権利は——これは自衛権といふ権利です。その権利を行使することについては、五条によつて、行なわなければならないという義務ができたんだ、このように法律上は解釈せざるを得ないと私は思ひますが、いかがでございませうか。

○大平公述人 私は、自衛権といふものは、具体的な場合におきまして認定すると思ふものであります。従つて、具体的場合に、日本が危険なしと考えるならば、自衛権といふものの発動の義務がない、しかし、認定したならば、必ず自衛権を発動しなければならぬ、認定権は日本にある、そういうふうに考えます。従つて、自衛権発動は、具体的場合におきましては発動する義務があります。

○岡田委員 その点を伺ひたかつたわけです。いわゆる具体的の場合において、これに基づいて行使をしなければならぬといふれば、これは当然条約上の義務だと思ふのです。この点、実は政府は、義務だとは今までどうしても言わなかつた。そういう点を、きょう公述人に来ていただいて——學者に御意見を伺うという点は、われわれが審議するにあつて、やはり不明確な点を明確にしていくということが重要な点です。この点は義務であるといふ御答へになつたんですから、それに基づいて、われわれはもう一度政府に聞いていかなければならないわけなんです。そういう点は、別に御遠慮なさる必要はない。公的な立場において、専門の立場においての御意見を伺へばけっこうなものであります。義務であることが明らかにになりました。

○岡田委員 非常明快であります。が、日本も国連加盟国でありますから、いわゆる国連憲章を守らなければならないという関係がある。従つて、少なくとも、戦時的なコンパット・オペレーションといふような場合には、何らかの五十一条と同様な情勢といふものがあろうと思ふ。そういう状態のもとにおいてのミラタリー・コンパット・オペレーションだと思ふ。そうなる参りますと、こゝは五十一条の集団自衛権の適用ということになると思ふのです。その点は、もし御見解がございましたら、再度伺つておきたいと思ひます。

○大平公述人 先ほど申しましたところの、国際法上は日本は集団的自衛権がある、従つて、国連の關係において、日本は集団的自衛権があるといつて、その行動を是認してもらうことができ

ると思ひます。

○岡田委員 といはしますと、この六条に關する限りは、しかも、ミリタリー・コンバット・オペレーションに關する限りにおいては、日本の国は集團的自衛權の行使というものが許されてゐる、そのような解釈をせざるを得ないといふことになるのだと思ひます、いかがでございますか。

○大平公述人 今までの、たとえば日米の講和条約、あるいは日ソの共同宣言その他におきまして、日本が個別的または集團的自衛權を持つといふことを、ちゃんと条約で、しかも国会の批准を経たものでやっておるのであります、日本が、國際法上、共同防衛のために集團的自衛權を行使することはできる、こういうことは明瞭ですから、それでよろしいと思ひます。

○岡田委員 この点も政府の見解と非常に変更しております。というのは、今まで政府としては、日本は個別的自衛權の權利を持つてゐる、行使は許されないといふのが、政府の一貫した態度であります。ところが、集團的自衛權の行使といふものが、第六條において行使し得るのだというのが大平教授の御意見でありますので、このあとの議論については……(発言する者あり)特に与党の諸君はこういうふうに私に議論をふっかけておりますが、私の伺つてゐるのは、公述人にお伺ひをいたしておりますので、公述人にお伺ひをいたします。

事前協議の問題でございますが、第六條の事前協議の問題につきましましては、先ほどからいろいろお話がございまして、田村教授からも、コンサルテーションとアグリーメントとは同じ

ような意味で、アグリーメントといふのは念を押すために作ったのだという

ような意味で、SEATOあるいは米韓ですか、その他の条約の場合における同意という言葉については御解釈があつたわけですが、この事前協議の場合に、第六條で、これは外務省の情文の解説資料の中に明確に出ておるのであります、ミリタリー・コンバット・オペレーションをやる場合においては、國連の行動としてとる場合と、アメリカが自衛權の行使を行なう場合と、この二つがある、このように書いてございまして、そこで、われわれとして問題になるのは、國連の行使としてやるという場合には、先ほどお話しのように、四十一條、二條、あるいは三條に基づくとする國連の決議に基づく、あるいは安保理事會の決議に基づいた行使であります。そうなるにつ

りまして、國連が決定をしたことについて、加盟國である日本の國が、その國連の決定の行使を第六條において行なうとする場合には、事前協議として、当然、ノーとは言えないことになるのではないかと、もし、ノーと言つたならば、その場合には、國連の加盟國として憲章を守る精神に反することになるのではないかと、われわれの論拠であります。それは法律的には觀念的にノーと言へるということも、國連軍が行使をするという場合においては、これは当然ノーとは言えないであらう。従つて、この場合にはイエス以外にはないであらうといふことが、われわれ野党側の質問なんであり

ます。これは加盟國である限りは、当然そのようになると思ふのでござい

ますが、この点はいかがでござい

うか。

○大平公述人 それは國連の決議いかんによります。先ほどおあげになりました四十一條、四十二條、四十三條、特に四十三條の特別協定といふものは、今世界に一つもできておりませんから、結局安保理事會の決定によるこの軍事行動的強制行動はできないのであります。従つて、安保理事會が拘束力を持つところの決定、二十五條だと思ひますが、その規定は適用がない。従つて、たとえば朝鮮事案におきましては、三十九條の勧告という形においてやつております。今後また國連が強制行動に出る場合は、例のユナイテッド・フォー・ピース、平和のための結集決議に基づきまして、總會の三分の二の決議でやりますが、この場合も勧告であります。従つて、勧告にはイエスもノーも言へる。

○岡田委員 勧告の場合と——それはもちろん、お説の通り、勧告もありませんし、朝鮮動亂の場合もあれは勧告であります。朝鮮動亂の場合における國連軍の行動といふのは、勧告に基づいて、あれは命令ではないのであります。ですから、あれは嚴密の意味の國連軍とはいえないといふのが、われわれの解釈であります。この点は質問するところは省略をいたしましょう。

ただ一点だけ。先ほど午前中の論述によりまして、何か黒いジェット機、ミサイル、これらは、新安保條約ができると、事前協議の対象になるから、今度は日本が拒否權が行使できるのだといふようなお話でございまして、そういう規定は、実は第六條の事前協議のどこにござい

ますのか。私は、事前協議のワ

というものは、やはり今後日米の提携

いかんによつてきまつていく面があると思ひます。それで、今度の事前協議に關する交換公文におきまして、日本における米軍の配置につきましては協議をする、こういうふう

に規定してありますから、その点に入る。特にそういうような重大なる裝備の変更とも考えられますし、それはもちろん条文解釈でありまして、現実にどうなるかといふことは問題であります。そういうことは私は事前協議の範圍の中に入るといふふうに考へて、先ほど申し上げたのです。

○岡田委員 今までは、それは政府は入らないといふ答弁であります。特に黒いジェット機の場合には、氣象観測だから、何もこれは事前協議の対象の中に入るものじゃありませんよといふのが、政府の一貫した答弁なんです。あなたが、黒いジェット機が氣象観測であるといふので事前協議の対象に入るといふのだ、こういうお話ならば、これはどういふ論拠か、伺いたいといふので、U2機が事前協議の対象になるのだといふならば、氣象観測ではないのだといふ前提でお話しになったのではござい

ませんか。どうなんでござい

たいと思ひます。少なくとも法律的に

は、U2機といふものが氣象観測機であるといふ前提に立つ限りにおいては、事前協議の対象にはならない、これは明快であります。氣象観測機でないから、われわれは問題にしてゐるのであります。ですから、これは今國際關係で問題になつてゐるわけであり

ます。私はこの点については、またいろいろ伺ひますが、これはもうあまり参考人に失礼にわたつてはいけませんので、この程度にいたしておきます。

田村先生に一つ伺ひしていただき

ますが、田村先生は、先ほどのお話で、朝鮮動亂の中で、何かソ連が行動したとかいふようなお話等もござい

に基づいて規定されたものである、このように明かに規定をいたしてあります。その点との御見解がやや違うわけでありますが、しかも、中ソ友好同盟条約はけしからぬとこういうお話であるとすれば、それ以前に、御承知のように、蒋介石とソビエトの間には、中ソ友好同盟条約以前の条約が、同じようにあるわけでありまして。それは一九四五年に結ばれております。これもけしからぬということになり、同時に、その前年にはソビエトとフランス、ソビエトとイギリスの間にも友好同盟条約、これと同じ規定が作られております。これもみなけしからぬということになり、すべてがけしからぬ、その結果、憲章の中の敵国条項はけしからぬということになるのだらうと思うのであります。ところが、それは憲章の精神にちよつと違ひが起るのではないかと申すのです。まあ、これ以上失礼なことはいやいやと、ともかくも、そういう言い方をされると、憲章違反ではないかというように私は解釈せざるを得ない。

それから、先ほど、何かアメリカ、ソビエトの前科を云々というお話があったわけですが、それだけの点をお考えになるならば、日本の前科については何かお考えになっておられませんか。この日本の前科が外国を刺激しているのだということを十分お考え願わなければならぬと思うのですが、その点はいかがでございますか。

○田村公述人 たいへんよくはつきりしたのですが、まず、今の中ソ友好同盟相互援助条約と正式には申ししておりますが、憲章五十三条において、御承知のように、旧敵国の侵略政策の再現

に備えたものでありまして、普通の地域的協定とは違ひまして、安保理事会の許可なく、直ちに武力を行使することができの特権的地位を持った条約であります。これは、今日、日本が加盟した以上は、当然そういう特権を要求することができないというのが、先刻私が午前中に申し上げましたイギリスの国連憲章の公式解釈書、注釈書の中にやはり書いてあるのです。これには、旧敵国が加盟した場合に効力がなくなるのだということが書いてあります。それでありまして、今は、あれはやはり普通の地域的協定でありまして、日本に対して武力を行使する場合がありとするならば、あれに基づいてのみならば、必ず安保理事会の許可を得なければならぬわけでありまして。しかし、自衛権の場合は別でございます。日本から中共を攻撃した、中共が日本に自衛権を行使する、その場合は、全然安保理事会の許可は要らない、こういうことだらうと思ひます。

それから、その前に、蒋介石政権のことがありましたが、これはちよつと戦争の終わりがあつたと思ひますけれども、まだまだ、はたしてその戦争が終わるかどうかわからないようなときと、それから五年たつて、戦争が終つたあとから五年たつて、大へん違ひがあるんですね、全然違ひます。だから、蒋介石の場合とあとの場合とは全然性格が違ひます。それから、その前の問題は、これは日本に何も関係はございません。こういうのは幾らもあります。たとえば、今の五十三条に基づいたものには、一九四八年にできた五国条約、いわゆるブラッセ

ル条約というものがござります。これによりまして、西ドイツは五十四年にブラッセル条約それ自身に入りましたために、元ブラッセル条約には、やはりドイツの軍国及び侵略政策の復活という文字があつたのでありますが、それを削除いたしまして、新しいブラッセル条約に修正されて、ドイツが入つております。すなわち、ドイツがその条約に入つたことによつて、ドイツはすでに全部五十三条の規定から免れておる、これが正しい解釈だと思ひます。

それから、日本の侵略に対する反省をせよ、それは、岡田先生のお教えを待たなくても……

○岡田委員 別に教えてゐるわけではございませぬ、私は伺つてゐるのですよ。

○田村公述人 それくらいの良識と良心を持つておるつもりでございませうか、どうぞ御安心を願ひたいと思ひます。

○岡田委員 決して安心するとかなんとかいふことではございませぬ。大へん長い間ありますがございませぬ。大へん西さんに最後に伺つて、私、終わらしていただきます。平和共存の方向に進みつつあるという事は、すべての者が認めざるを得ない。平和共存という言葉が悪ければ、雪解けの方向に進んでゐる。この雪解けの方向に現実に進んでゐる今日において、新安保条約というものは、それに逆行するものではないやうに実は私は考えております。そういう意味でも、われわれはこれには賛成できないし、先ほど西先生のお話を伺つてゐると、共同責任の立場に日本が立たざるを得ないというこ

とになつて参りますと、アジアの中においても、日本の国はますますいよいよアジアの孤児になつてしまふ危険が非常に強くなつてきてゐる。こういう点についても、御見解がございまして、御披露いたしたいと思ひます。この点だけ伺つておきます。

○西公述人 私は、今の政府がこの条約の改定に着手しました時期並びに動機なんかから考えまして、別に東西の平和に悪い影響を与えるような意見でやられたのだとは毛頭考えません。ただ、あまり長く引つぱりまして、ちよつと時期が非常に悪くなつたというのとであります。それは、しかし、去年の初めごろから全部わかつておつたのであります。ことに中共との関係なんかも、貿易状態なんかどん底に陥つていったんですから、あのころ、こつちの安保条約の改定は適當なところだと思ひ切つて、そうして、このアジア諸国との善隣関係を進める方に進められた方がよかつたんじゃないかとしきりに考えます。アメリカとの関係は、御承知の通り非常にいいんですから、これを今特にいじる必要はなかつたんじゃないか、こういうふうに考えます。

○岡田委員 アジアのみなしに……

○西公述人 アジアのみなしに……かならぬか、そういうことは、私今断言はできませんけれども、ともかく、当面、この条約を作ると、ソ連、中共なんかとの関係は悪くなつてくる。しかも、それを知らず、知りながら悪くするのだという事は、私は、はなはだ遺憾に考へるものであります。何もこつちの政府の動機が悪いのだとは言ひませぬけれども、結果はそういうことになるのだという事は、まこと

に遺憾に考へます。

○岡田委員 ありがとうございまして。

○小澤委員長 次に、大貫大八君。

○大貫委員 時間があまりないやうでありますから、私は、法理論の問題でなくして、具体的な問題について二、三お伺いをいたしたいのであります。

まず、最初に、田村先生にお尋ねをいたします。田村先生は、先ほど、安保条約に反対をする者も付和雷同だとかおっしゃつております。付和雷同であるかどうか知りませんが、本日雨の中を国会の周辺に若い人たちのデモが、盛んに安保反対を叫んで通つております。そこで、よい悪いは別問題として、安保の問題につきましては、国論が完全に二つに分かれております。もし不幸にして、日本が新安保条約の五条を發動するような不幸な事態が発生いたしましたら、仮定いたしますと、これを防衛する任務、実際に戦う者はだれであるかという、大変失礼であります。田村先生のようなお年寄りではなくして、本日デモをして歩いてゐるような若い人たちがあります。あるいはまた、全学連の学生、これはもう目のかたきされておりますけれども、あの若い学生諸君や労働者あるいは農民である、大体若い人たちが、この防衛の任務につかなければならぬと思ふのです。ところが、その若い人の大部分が安保反対を唱えておるのではありませんか。この現実、この現実の上に立つて考えますときに、かりに、この新安保条約を批准いたしましたとしても、一体、その結果がどうなるでございませうか。実際に、先生は、こういう国論の事態をどうござらん

に遺憾に考へます。

○岡田委員 ありがとうございまして。

○小澤委員長 次に、大貫大八君。

○大貫委員 時間があまりないやうでありますから、私は、法理論の問題でなくして、具体的な問題について二、三お伺いをいたしたいのであります。

まず、最初に、田村先生にお尋ねをいたします。田村先生は、先ほど、安保条約に反対をする者も付和雷同だとかおっしゃつております。付和雷同であるかどうか知りませんが、本日雨の中を国会の周辺に若い人たちのデモが、盛んに安保反対を叫んで通つております。そこで、よい悪いは別問題として、安保の問題につきましては、国論が完全に二つに分かれております。もし不幸にして、日本が新安保条約の五条を發動するような不幸な事態が発生いたしましたら、仮定いたしますと、これを防衛する任務、実際に戦う者はだれであるかという、大変失礼であります。田村先生のようなお年寄りではなくして、本日デモをして歩いてゐるような若い人たちがあります。あるいはまた、全学連の学生、これはもう目のかたきされておりますけれども、あの若い学生諸君や労働者あるいは農民である、大体若い人たちが、この防衛の任務につかなければならぬと思ふのです。ところが、その若い人の大部分が安保反対を唱えておるのではありませんか。この現実、この現実の上に立つて考えますときに、かりに、この新安保条約を批准いたしましたとしても、一体、その結果がどうなるでございませうか。実際に、先生は、こういう国論の事態をどうござらん

なっておりますか。つまり、若い人の多くの者がこの新安保条約に反対の立場をとっておるのであります。この現実をどう先生は御認識になっておるか、それをお伺いしたい。

○田村公述人 私もたゞいまは学生を相手に預かっておるものであります。大貫先生よりも、あるいは私の方が若い者にはまだを接しておるか、こう思っておりますが、一たん日本が、かりにだれかに不法に侵略された場合に、私は、日本の青年がこれに立ち上がらぬとは考えません。それが私の所信であります。ただいまのは、これはもう政治上の現象としては当然のことでありまして、反対の方だけが声が高いのでございませぬ。そうして、私どもの学校の例を申しまして、百分の一、二ぐらいの者が、全部掲示板などを占領しておりまして、――百分の一でありますよ、百人のうち一人です。そういう尖鋭分子が掲示板を占領いたしまして、あとの九十九パーセントの人が、黙って偉大なる沈黙を守っておるのであります。偉大なる沈黙を守っております。これは私の観測では、私は、これらはみんな私の友であると信じております。同盟者であると信じております。

○大貫委員 中央大学――私も中央大学の出身ですが、中央大学の学生が偉大なる沈黙を守っておるから、これはみな先生の味方だと、こうお考えになるのは、少々甘い御認識じゃないかと思う。私が実際に農村を歩き、あるいは町を歩いてみても――この点は、先生より私の方が若い人に接する機会が多いと思いますが、農村の農民の諸君の中にも、あるいは都会の中にも、

大体において、若い人は戦争はいやだという声が多い。戦争はいやなんです。だから、新安保条約は何とかして阻止してもらいたいという声が多いのです。こういう国論が分裂しておるに、新安保条約をかりに強行しても、これは、私は、日本の安全を守る一つの魂が入らぬと思うのですが、どうでしょう、か、もう一度お伺いいたします。

○田村公述人 やはり学生に聞かましても、なぜ反対するかと申しますと、新安保条約、そうすると再軍備になる、徴兵令がかけられる、そのにない手はわれわれである、こういう三段論法なのであります。大体戦争ということ、午前中の陳述でも申し上げましたように、戦争というにしきの御旗を振りかざしてきて、何でもこじつけて、動員即戦争、小選挙区即戦争といううのがあるのではありません。おおよそ、おけ屋論法を三つくらい積み重ねないと、私はそこまできかないと思う。そんなことではあります、これは一つ、非常ないいねらい、心理戦争のねらいでございまして、学生はよく言うて聞かせれば必ずわかるに違いない。それが証拠に、私のところも、最近掲示板を見ますと、今までは赤べったりだったのではありませんが、それが、このごろは黒い字で、一体安保条約を廃棄したあと、日本の経済はどうなるか質問をするというような質問書がぼつぼつ現われるというふうな状況です。これは、私は、政府の悪口はあまり言いたくはございませんが、政府がいかにも下手なものであります、これだけの大きな仕事なのに、こまかく、水も漏らさないように、われわれ国民が不安

を抱くようなことのないように、ずっと説明をしてやるといふようなことが何もないので。そして、民間のわれわれみたいな者が、賛成者が、老練をひきつけてばかなことをしている。これは与党の方々も、どうしても少し早くこれをおやりにならないのか、維新以来、こんなばかな、こんなまじい外交はありませんよ。こうなつたのは、安保条約自体ではなくて、やり方が拙劣な結果なんです。そういうふう

に私は理解しておるわけです。○大貫委員 それじゃ、この点を猪木先生にお伺いしたいのですが、猪木先生はどういうふうな御見解をお持ちでございましょうか。

○猪木公述人 私は学生を教えておりますけれども、学生の中にもいろいろ意見があることは、先ほどおっしゃった通りであります。ただ注目すべきは、学生とか、あるいは勤労者その他の若い人だけではないに――昨日の公聴会で大内教授、それから松岡さんあたりが意見を述べておられた、私はこれを聞きまして、これだけ、私さのうの夕刊とけさの朝刊で拝見したのであります。新安保条約改定に対して反対だという結論は同じでありますけれども、その立論の趣旨はだいぶ違ふのであります、その点が、今の御質問の学生や若い人の反対論と大内さんや松岡さんの反対論とが私には違ふように思われますので、一緒にして申し上げたいと思つております。

私は、憲法問題研究会に入っておりますけれども、これは現行憲法を尊重するといふ意味において大内さんの趣旨に賛成したのであります、必ずしも、あらゆる問題に於いて異議がない

というわけじゃない。いかに民主的な研究団体であるかかわると思うのですが、私は、今の御質問の点は、こう考へております。つまり、国際政治の見た方にして、大きく分けて大体二つの極端なタイプがあると思うのです。一つは、ユートピアンと申しますか、非常に空想的、理想的な見方でありまして、これはたゞえばフレンド派とかその他の宗教的な信仰に裏づけられた場合には最も強いと思ひますけれども、非常に貴重な存在である。しかし、この見方は、国際政治における力の要素を見ておらぬという点において、片寄つておると私は思うのです。今の学生諸君の一部あるいは知識人の一部の考え方の中には、そういう空想的といひますか、理想主義的と申しますか、そういう面が非常に強く出ている、こう思うのです。もう一つの、国際政治の極端なタイプは、つまり、軍事面というものに極度の重点を置きまして、その他の面を軽く見るという見方でありまして、これまた片寄つておるといふふうに私は考へておるのです。

ところで、日本の歴史を振り返つてみますと、大体内露戦争のときに内村鑑三さんや何かの反戦論が出たというのが始まりで、それ以来、太平洋戦争が終わりますまでずっと、大体において軍部というものが、今私が分類しました右側の――右側といひますか、軍事力に重点を置く見方をもつぱら主張して、それに対して知識人は、内村さんのようなはつきりしたの珍らしいけれども、しかし、大きく分けますと、大体理想主義的といひますか、もっと悪くいうと空想的な傾向が相当

強かった。これは、私は、不思議じゃないと思つております。これは両極端が、動が反動を生んでおるのであって、極端にそういうものが現われたということは、これは日本国民が国際政治というものに対していかに成熟しておらぬかといふことを示しておるのじゃないか、はなはだ口幅つたいことを言うようですけれども、多少その方面を勉強する人間として、私は、その点遺憾に思つております。これは、やはり徳川時代に長く鎖国しておつた結果ではなからうかと思つておるのですけれども、それが現在の場合にはどうなつておるかといふと、戦争が終わつて、そういう軍部対知識人という対立がなくなつた。ところが、最近また、不幸にして保守党が非常に軍事力というものを中心にした考え方に――保守党全部とは申しませんが、少なくとも、一部の方が傾いておる、そういう傾向が見られるのではないかと。ところが、それに対する反動として、今度は知識人の一部あるいは学生や青年の一部が、またまた極端なる理想主義といひますか、空想主義的な考え方に傾いておる。そういう悪循環がまた起こつておるのではないかと。こういう事象が、安保条約に關しても国論を二つに分けておる状況でありまして、私の考へでは、かりにこの新安保条約というものが何らかの方法で国会を通過いたしましたとして、それでもつてめでたし、めでたしといふので批准になりましても、そういう国論がまづ二つに割れておるといふ状態では、国家の眞の安全保障ができないのじゃないか、むしろ、しこりを残して、安全保障条約

に反対な人間はますます反米的になつていくということになつて、日米関係にもひびがいくのではないかと、ますますそういうおそれがあるのではないかと。その点に關しまして、私は、そういう空想的と申しますか、理想的な見解に對して賛成できませんけれども、しかし、その反面において、保守党、保守勢力の一部の方が、あまりにも、青年や学生やそういう知識人の考え方というものに對して、ただ、それは非現実的であつて、中ソの謀略に乗つておるといったような甘い考え方をされておつては大へんだと思うのです。というのは、國民のうちの百分之十くらいはそういうことならば、これは百分之十くらいは、はんこな人もおるかもしれぬけれども、しかし、前回の總選挙や参議院選挙の結果を見ても、社会党や現在の民社党に相當するものを有権者の三分の一以上が支持しておるといふことになると、これはゆゆしい問題でありまして、國論がそういう線で割れるといふことは、國家の安全保障上最も憂慮すべき問題である。それは安全保障条約が成立するとかしないとかいふ問題を越えて、もっと重大な問題である。その意味において、現在国会において絶対多数をとつておられるところの自由民主党の方で十分にお考えになつて、國民の疑惑——中には反対のための反対の方もあるかもしれせんし、また中には、いろいろ惡意ある言いがかりというふうなものもあるかもしれぬけれども、しかし、私の承知しておりますところでは、ほんとうに國民が心配しておる。全部とは言わぬけれども、相当多数の國民がきわめて憂慮しておる。その点を十分お考えに

なつて、そうして自分たちだけが、軍事的観点の防衛論といひますが、國防論といひますか、そういう方面にどんなに進んでいって、肝心の國民の方は取り残されておつて、そうして非常に空想的な考え方をしたり、あるいは必要に反米的になつたりするといったような、そういうことになつたのでは、國の安全保障を思つて、結果においては國の安全保障をそこなうものである。その意味において、私は、絶対多数を持つておられる自由民主党が、その点に關しておつた意見をいさされることを切に希望するものであります。

○大貫委員 もう一度田村先生にお伺ひしたい。先ほど田村先生は、新安保条約は戦争に巻き込まれるといふ、こういう議論を反駁されて、ソ連が侵略をしなければ戦争は起こらない、こういう断定をされておられます。ところが、最近問題になりましたところの例の黒いジェット機が、スパイ活動をしたためにソ連に撃墜された。このことに対して、ソ連は、御承知のように、非常に強い声明をいたしております。再びこういうことがあるならば、その進出した基地をたたくであらう、しかもこれは単なるおどかしではないのだ、こうまで裏書きをいたしておられます。これがおどかしであるかどうかは別といたしまして、當委員会、先般、実は政府の所信をたしましたところ、が、こう言うのです。つまり日本にある黒いジェット機が、もしもかりにシベリアの領空を侵したとして、ソ連が、これに對して日本の基地をたたいたという場合に、新安保条約の第五条が発動するの、かといふことに

對して、政府は、そういう場合には発動する、こういう答弁をいたしておるのです。これは大へん私はおそろしいことだと思ふ。つまり戦争に巻き込まれるといふことは、先生のおっしゃる通りに、ソ連の侵略がなければ巻き込まれないのだというふうな安易な考え方は、これは見られないと思ふ。先生は、そういうことに対してどうお考えになりますか。

○田村公述人 今回ソ連が、巨頭会谈の前夜に、撃墜事件をひきつけて、激烈なる、第二次世界大感が終わつてから、一國の責任ある首相が、かかる言葉を使ったことのないような言葉を、使つて、問題を天下に——これにはいろいろな解釈がございまして、今日私が申す時間もございせんが、そうあつてゐることはないものでありまして、あれは結局、最後は、今申し上げました基地——ほんとうの目的は基地にまつた。基地を与えておる國を脅迫するのが終局的の目的であるといふのが、一番有力な説であります。それでありまして、から、おそろしく、これはわかりませんけれども、トルコから出てパキスタンに出てノルウェーに行く、これなんかの表だつて、向こうが作つたことである、それからわかりませんが、それは全部そういうふうなやつとできておられます。これは一番近い基地だけを選択する、これが實際のねらいでありまして、究極にはそのうしろにあるNATOをこわそうといふねらい、ちやうどわれわれに同じことなんです。われわれに基地を撤廃させ、そしてこの安保利約を廢棄せよといふのが、同じコースに出てきております。それが一番私は有力な解釈——私どもの解釈と

してあるのは四つぐらいあります。そういうわけがございまして、今のような、かりにあれがスパイの目的で日本から立つ、こういうようなことが明らかになつたら、これはやめてもらわなければならぬ、それはアメリカに言つてすぐやめてもらわなくちゃなりません。それから同時に、しかしながら、それがために日本へ——かりにそれを破つてアメリカが一回そこらやつたからといつて、日本の基地をすぐソ連がミサイルで撃つなんという、そんなことはやれません。

○大貫委員 これはやりませんといふのは、希望的観測だと思ひます。しかし、仮定の論ですから、これは申し上げません。そこで、時間がないのでせかれておりますから、最後に一点だけお尋ねします。

ソ連は侵略の前科者だ、こういうふうなさつきから御指摘になつておる。ところが、先ほど猪木先生もちよつと指摘されましたが、日本自体に對してのわれわれの反省ですね。これはどういふふうにお考えになつておるか。つまり日本は、かつて侵略者として中国なり東南アジアに對して大へんな迷惑をかけていると思ふのです。これを率直に、われわれはかつて侵略者であつたといふこの事實の反省の上に立つて、國際關係に對処していかなければ、私は、日本の國際的信用といふのは得られないと思ふ。そういう点に對して、先生は一体、日本のかつての過去の行動が正当であつた、こういうふうにお考えになつておるか、あるいは日本みづから大へんな侵略の前科者であつたといふことをお認めになるのか、その点どうでしょう。

○田村公述人 先ほど岡田先生に御答弁申し上げた通りでありまして、これは、私は満州事変までの外交史を書いて、それから政權武門に移りましたために、もう外交はないのだといふので、私は筆を満州事変で断つております。それ以来書かないのであります。それはどうでありまして、また、戦争の始まります——一身上のことを申し上げて相済みませんが、非常に迫害を受けました。英米と戦つてはならぬといふことを言つたために、もう憲兵に縛られ、天國打開期成会といふ会から短刀を突きつけられて、座敷牢に入れられたようなことがある。お前は、英米といふことをしてはならぬといふことを言いふらしているやうだが、けしからぬやうだといふので、座敷牢に入れられたやうなケースもあるものであります。決して日本を反省することにございまして、大貫先生に劣りません。それから、いつまでもそんなことを言うておつて、日本の今日の現実の問題を、それにひつかけて処理しなければならぬといふことは別でございまして。現に、この間フルシチョフ首相がジャカルタに行つて、ジャカルタの議會で日本の惡口を言つた。そうすると、ジャカルタの放送局は、日本の惡口を言つたところだけカットしました。そうしてフルシチョフ首相は、帰りがけにスカルノ大統領と共同コミュニケを——安保利約は東洋の平和に害があるといふ共同声明を出そうとしたところが、これは向こうでスカルノに断わられた。こういうのでございまして、もう非常に傷はいております。そのいえておるのを、何もこつちから特別にそれ以上のことをする必要はないので、あたりまえの

ことをしておればよろしいのであります。それ以上のことをする必要はない、こういう見解であります。

○大貫委員 傷はいえておるといふ先生の御議論なんですが、実際は、中国なりソ連なりは、そういうふうな現在認識しておらぬわけですから、先生が、ソ連を侵略者ときめつける以上、ソ連や中国は、いまだに日本を侵略者ときめつけておる。この日本が武装をし、そしてアメリカと強力な軍事同盟を結ぶところ、ソ連や中国に對する非常な刺激になる。その關係が、安保条約というものがかえって中ソに對する外交關係をますます、日本の立場というものを國際的にも非常にまづくするのじゃないか、こういうふうにおわれれば心配するわけでありま。

○田村公述人 最後に、あるいは西さんからもお話しがございましたが、ソ連はえらい日本をおそれるようなことを申ししますが、それは、そんなことは何もありません。一つもおそれておりません。おそれる理由が一つもない。これはただ、私どもは純然たる言いがかりだと思っております。

○堤(ツ)委員 関連。時間がございませんで、私、個条書きにして、お一人お一人問題を集めてお聞きいたしますので、メモをしていただきまして、簡単に答えたいだきだきと思ひます。

大平先生にお伺いをいたしますが、各国が持つておるところの固有の自衛権、個別自衛権というものの行使は、実体法にうたう必要がございませうか。これは田村先生からも聞きたいと思ひます。固有の自衛権は、実体法にうたわ

なければ権利がないのかどうか、その点でございませう。私がなぜこういうことを聞くかと申しますと、国連非加盟国は、もし実体法にうたわなければ自衛権がないというのであるならば、自衛権を持たない勘定になるからこれを聞くのであります。それからもう一つは、日本の安保条約は、個別自衛権の行使だということを終始政府が答えておられますので、もし個別自衛権を実体法にうたわなくても行使できるのならば、この条約は日本政府にとって必要でないということになって参ります。そういう意味でお尋ねいたします。

それから次に、田村先生にお尋ねをいたします。NATO、SEATO、それから日米安保条約、中ソ同盟条約、ことに日本の安保条約は、朝鮮事変を背景として生まれた、こういうふうにお答えになりました一連の思想から申しまして、日米安保条約も、私は、明らかに中ソを仮想敵国とした軍事同盟であるというふうにして持っていく、いかにがございませうか。

それからもう一つ、両方の先生にお尋ねをいたしたいのは、日本の今度の新安保の六条にございませうところの、國際の平和及び安全の維持に寄与するために、日本はアメリカに基地、施設を提供する、こういうことになっております。一方、国連憲章第三十九条には、安全保障理事会の権限として、平和に對する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、國際の平和及び安全を維持し又は回復するため、勧告をし、又は第四十一条及び第四十二条に従つていかなる措置をとるかを決定する。国連憲章にこうした

ことをきめておりますのに、日米だけを取りきめによって、國連決定に先だつてこういうことを日米間が事前協議し、アメリカが、基地や施設や区域を使つて、一たん事あるときにはそこから出ていくということは、國連憲章に安保条約の方が優先するといひますか、犯すといひますか、意思に反すると私は思ふのでございませう。すなわち、國際の平和及びその安全の維持ということについて、日米という狭い視野からだけ独断して事をなうというのであるならば、安保理事會の三十九条の決定は死んでしまふのではないかと、私はこう考へるわけにございませう。この点をお尋ねいたします。

それから、もう一つお尋ねいたしましたのは、猪木先生でございませう。不幸にして自民黨の単独採決ということになったときに、國會はどうするのがよいとお考へになるか、もしお考へがございませうしたら、西先生とお二人にお答えいただきたいと思ひます。

以上、時間がございませうから、集約いたしました。

○大平公述人 固有の自衛権というのは、一般國際法上において、各國が認められておる權利でございませう。自然法上の權利ともいわれておるのであります。私は、國際法學者の通説に従ひまして、一般國際法上の權利と申します。従つて、日本も持つておるわけでありませう。それから國連加盟國になつたために集團的自衛権を持つわけにございませうが、非加盟國も、憲章の二条六項によりまして、やはり加盟國と同じように、その規定の解釈から、集團的自衛権も非加盟國といへども今日持てるという解釈が有力でございま

す。それから、それと同じような規定を條約に盛りまして、これは普通の國內法と違ひまして、それその意味がある、こういうふうな考へております。かつ、個別的自衛権を行使することを五條が約束したといひますけれども、ただそれだけを言つておるのではありませう、いづれか一方に對する武力攻撃が、自國の平和及び安全を危うくするものであることを認め、共通の危險に對処するといふのでありますから、やはりその点において事實上の協力があるわけにございませう。これは當然であります。ただし、法理的には個別的自衛権の發動である。

○田村公述人 大へんいい御質問でございませう。自衛権といふものは本能でありまして、これは下等動物も持つております。これをなぜ法文に書かなかければならぬかということになります。これは前の國連同盟規約にもなかつたんです、それから不戰條約にもなかつたんです。今度の國連憲章になつて初めて出てきたのはなぜかと申しますと、國際連合になつて、われわれの文句で言へば、専門的に集中化した社會になつた。中央に權力を持ちまして、軍隊といふもので、違反者が出たらこれをばつさりやる、こういうことになつた。これは今行なわれておりませう。でもそれは、こういう社會になれば、ちょうど國內社會で、御承知のように、正当防衛権といふものが刑法に書いてあります。これは自衛権でございませうから、何も今おっしゃつたように書く必要はないけれども、それが國民からみんな武器を取り上げて、お前らは、自衛のことを警察權でやるのだということをしたものです

から、やむを得ず、それではどうしても國家が保護するひまのない場合が起つたときには、例外的にお前らにやる、こういう例外が要るのです。それで、ほとんど例外が要るために書いた規定だ、こういうふうには私は思ふ。大へんいい御質問で、お答えする機会を与えてもらつて、ありがたいと思ひます。

それから、その次に三十九條、これは先生、大きな間違ひであります。これは三十九條が行なわれていないものだから、こうなつております。あれは全部今麻痺されております。七章といふのは、五十一條を除くほかは全部空文であります。今は一つも行なわれておりませう。これは私が午前中申し上げましたように、半身不隨の麻痺狀態に陥つておるといふ原因であります。それだからこそ、われわれは、例外的なもので、今日ようやく安全に過ごしておる。こういう情けない狀態であります。

それから最後の御質問、これは先生の御記憶に非常な間違ひがあると思ひます。社會黨のパンフレットを拜見しますと、あべこべにお書きになつておる(堤(ツ)委員「私は民社です」と呼ぶ)これは御承知のように、五十年の二月に、中ソ同盟條約が、日本を仮想敵國としてできました。それから四月末にしまして、六月二十五日に、ソ連によつて訓練され、裝備され、指導され、援助された北朝鮮軍が、どつと南朝鮮に侵略いたしました。そういたしますと、そこでアメリカはすぐ何をいたしましたかといふと、ここで日本は占領していつたからよろしいのであります。そのときに一番あふなかつたのは台灣で

あります。すぐ第七艦隊をやると同時に、一番先にやりましたのは、フィリピンとの条約を結びました。それからその翌日にニューギランドとオーストラリアとの条約を結び、それから一週間目に安保条約ができた、これは朝鮮の侵略というものがなかったならば、こんなものは——今日は皆様の方では、一つも朝鮮の侵略ということをおっしゃらないのです。これは間接侵略または代理戦争と当時いわれた。ウオー・バイ・ブロッキシー、これはソ連は非常に上手でありまして、あのときには、もう鉄砲のたま一つも、ソ連のものはないようにうまくつくっておられました。でもこれは明らかにことでありまして、軍隊を引くときに訓練したものである。これが三位一体、密接不可分の因果関係で、それがために、ああいうことがなかったら大方釜山まで出かけてきた。その次は対馬なんだ。そういうときに、当時われわれは虚脱状態にあって、パチンコが最もはやっておった状態でありまして、何も感じなかったものであります。が、あのときに心ある者、日本を守る責任を負ったアメリカの当局者が一番心配した、それからできたものである、こう考えております。

○堀(ツ)委員 それからも一つ、おそれ入りますけれども、メモから漏れておったのですが、戦闘作戦行動と作戦行動は、戦争事実が起ってから国際法の適用を受けますね。そのときに、戦闘作戦行動と作戦行動との国際法上の法的違いを一つ教えておいていただきたいと思います。

なされたのです。日本の在日米軍基地を攻撃されたときにアメリカが立ち上がるのは、個別自衛権だ、その下にあらる領土の日本が立ち上がるのも、これも個別自衛権だ、政府はこういうのです。それから今度は、領土自体——在日米軍にあらずして、領土自体が攻撃を直接日本の国内に受けたときに、日本が立ち上がるのは個別自衛権、アメリカが一結にこれに向かってくるのは集団自衛権と、こう答えておる。国際的にこういう前例がございましたらお教えいたしたい。

○田村公述人 そういう例は、後の方の例はないと思いますが、これは皆様があまりやかましくおっしゃるものでありますから、政府がそんな答弁をしたのであります。(笑) そんなものは区別されるものではないのです。これは自衛権だ、いや、こっちは個別だ、こっちは集団……これは同じものであります。

それから、前の方は、私は、それがどういう性格のものか、ちょっとわかりませんので——戦時国際法上の取り扱い方でございますね。ちょっと申し上げる資格はないと思うのであります。が、どういふことか、よくわからないのです。

行動のために必要な一部分だと考えるのです。戦争事実が発生してしまつたときには、国際法上、法的な根拠は、戦闘作戦行動も作戦行動も同じものであると私は思うのですが、違ふのですかと、こういうことを聞いているのです。

○田村公述人 いや、どうも……。それは政府委員の一つお聞きになって下さい。私は意見はございません。はなはだ恥ずかしい次第です。

○猪木公述人 ただいま、不幸にして国会が自民党の単独採決になつた場合にどうすべきかという御意見ですけれども、私は、議院政治のルールから申しまして、日本国憲法で、国会は国権の最高機関で、国の唯一の立法機関だと書いてありますけれども、一昨年の総選挙において、安保改定ということが争点として示されておりました。昨年の参議院選挙では多少触れておりましたけれども、ここの一月十九日に調印された安全保障条約の条文はもろん示されておらぬ。いわんや、三条、五條というものはわからない。一昨年の衆議院の総選挙においてこれが争点になつていないということははっきりしておるのであります。その年の九月に、ダレスさんと藤山外相との間の共同声明が出ておるわけですから……。

して国会を解散するというのが、議院政治のルールであらうというふうに私は考えます。特に自民党が単独採決というふうにおっしゃいましたけれども、それは社会党のみならず、民社党も加わるという意味だと思ふのですが、そういうような情勢が起るのには、これは私ははなはだ不幸なことだと思ひますけれども、私の想像しますところでは、そういうことが起こるとすれば、それは単独採決に追い込んだ側の背後に相当の世論の支持がある場合でなければ、そういうことはなかなかできないのじゃないか。これは非常手段であります。そこで、相当世論の支持があるということになって、そういう非常手段がとられたということになれば、これはもう解散によつて民意を問う以外に方法はないというふうには私は考えます。

○西公述人 私も、今猪木先生からお話がありましたように、そういう場合にはやはり解散にすべきではないか、しかし、実は解散だけでは、これはほかの問題の要素が入ってきますので、この問題自体の判決は十分にできないわけです。できるなら人民投票に付して、その問題だけを人民投票に付して、そして相当長い——六カ月でも一つ猶予を置いて、そしてみんなよくわからせるようにしてから人民投票したら、みんな満足するのじゃないかと思ひます。今日日本には、何百万という、これに反対する人がおりますし、また何千万という、これを憂えてゐる人がおります。そういう事態でありますから、これは十分に自民党も考へていただきたい。ほんとうにさっき猪木さんが言われたように、自民党は

多数を擁してはおられませんけれども、この問題はほんとうに深刻でありまして、日本の将来を決する大問題であります。講和、終戦以来のほんとうに大問題でありますので、私はそう希望します。

それから、もし自民党でこういう問題をいま少し真剣に考へて下さつて——私は、実は自民党の中にもこれに積極的賛成者というものは非常に少ないということを知っているのです。ただ、ああいうことになつたからして、ついでいくのだという考へのように私は見えておりますので、そこを一つ十分御検討下さつて、できるならこの問題は、私がさっき申しましたように、審議未了にしてやられたらいかかと思ふのです。そうしますと、この結果において、もしこの批准を強行するということになりますと、これはまた、今後十年の間、国内において保守と革新との間にまた従来のような闘争を繰り返すことになるのであります。これに反して、自民党が政敵の態度を示して、これを今私の言つたようなふうにおさめて下されば、そうすると、革新党の人でも、極端な意見を持って、おられる人もいふようになりますが、しかし、今度の議会の審議を通じて、この問題がいかに大事であるか、いかにむずかしいかということ、僕は相当おわかりになつたと思ふのであります。それで、もし自民党が政敵たるの態度を示して、これを一つおしまいにしようというふうにして下されば、国内は今後は平和におさまっていくんじゃないか。ソ連から、一步譲ると、またやられると、そういう心配は絶対ないのです。われわれ日本人は、それは断固と

してはねつける確信がある。そういう方向になって下されば、ここにやがて国内がよくいって、超党派外交ということもやりやすくなるのじゃないかと、こういうふうに私は思うのです。そうすれば、直ちにソ連、中共との関係もよくなるし、それからまた、アメリカとの関係も、新安保条約ができたときよりか、かえってよくなるのじゃないかと、私はほんとうにそう思っております。(拍手)

○小澤委員長 これにて公述人に対する質疑は終了いたしました。

公述人各位には、御多用中、長時間にわたりまして御意見を開陳いただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

次会は、来たる十七日午前十時より開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時散会

昭和三十五年五月十六日印刷

昭和三十五年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局